

日高町  
第二期子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月

日高町







# 目次

---

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画の背景.....	3
2. 計画の趣旨.....	4
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の期間.....	6
5. 策定体制.....	6
第2章 日高町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
1. 町及び児童人口の動向.....	9
2. 子育て家庭と子どもの状況.....	10
3. 母子保健の状況.....	17
4. 児童・生徒数の状況.....	20
5. 第1期計画の振り返り.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1. 計画の基本的な方向.....	27
2. 計画の体系.....	30
第4章 次世代をみんなで育てる行動計画.....	31
基本目標1：子どものための子育て支援の輪づくり.....	33
1. 地域子育て支援の推進.....	33
2. 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応.....	37
基本目標2：生きる力を育む学習環境づくり.....	41
1. 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実.....	41
2. 生きる力を育む教育環境の充実.....	43
基本目標3：子どもの成長に寄りそう親子の健康支援.....	45
1. 親子の健康の確保・増進.....	45
2. 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進.....	51

基本目標4：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり .....	54
1. 子どもの安全の確保 .....	54
2. 子どもと子育てをみつめる地域づくり .....	58
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画 .....</b>	<b>61</b>
1. 子ども・子育て支援新制度の全体像 .....	63
2. 子ども・子育て支援事業の推進 .....	71
<b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>81</b>
1. 計画の周知 .....	83
2. 関係機関等との連携・協働 .....	83
3. 計画の実施状況の点検・評価 .....	83
<b>資料編 .....</b>	<b>85</b>
1 日高町子ども・子育て会議設置要綱 .....	87
2 日高町子ども・子育て会議 委員名簿 .....	89
3 策定経過 .....	91

## 第1章 計画策定にあたって





# 1. 計画の背景

全国的な人口減少時代に入り、国では、少子化・高齢化の進展を見据えて平成 22 年 1 月に今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。

これまで、日高町では、平成 15 年 7 月に 10 年間の時限法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、平成 17 年 4 月からは「次世代育成支援行動計画（前期）」、平成 22 年 4 月からは前期計画を継承した「次世代育成支援後期行動計画（後期）」を策定し、子ども・子育て支援新制度が施行された平成 27 年 4 月からは「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施することで、本町の子育て支援の充実・発展に取り組んでまいりました。

その後、平成 28 年には児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。令和元年 6 月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、児童のしつけでの体罰が禁止されました。また、国際化の進展に伴う教育・保育施設の対応等、新たな時代の流れに沿った取り組みが必要とされています。

本町においても、子ども・子育てに関連する法律の改正や新たな制度に対応すべく、令和 2 年 4 月から 5 年間の子ども・子育て支援の取り組みについて定めるものです。

## <主な制度等の改正の動向>

年	法律・制度等	内容
平成 28 年	子ども・子育て支援法の一部改正	1. 事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業(仕事・子育て両立支援事業)を創設する。 2. 一般事業主から徴収する拠出金(事業主拠出金)の対象事業に、仕事・子育て両立支援事業を追加する。また、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる。
	児童福祉法の一部改正	1. 児童福祉法の理念の明確化等 2. 児童虐待の発生予防 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 4. 被虐待児童への自立支援
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、保育サービスを支える多様な人材の確保、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げる。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童解消を推進するため、待機児童対策の横展開や受け皿の整備、土地等の確保、保育人材の確保・保育サービスの質の確保、保護者や地域のニーズへの対応、多様な保育サービスの展開等の取り組みを明確化する。

年	法律・制度等	内容
平成 29 年	子育て安心プラン	2020 年度末までに全国の待機児童解消し、2022 年度末までにM字カーブ解消(女性就業率 80%の実現)することを目指し、保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保護者へ「寄り添う支援」の普及推進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した「働き方改革」等の取組みを実施する。
	新しい経済政策パッケージ	少子高齢化に対応するための「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした政策。「人づくり革命」では、幼児教育の無償化や待機児童の解消(子育て安心プランを 2020 年度末までに前倒し)、高等教育の無償化等の改革が盛り込まれている。
平成 30 年	子ども・子育て支援法の一部改正	1. 2020 年度末までの保育充実事業の実施 2. 都道府県及び関係市区町村等による協議会の設置 3. 教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	新・放課後子ども総合プラン	「小1の壁」・「待機児童」の解消等を目指し、放課後児童クラブを2021年度末までに25万人分、2023年度末までに30万人分を整備。放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業について、すべての小学校区で一体的または連携して実施することや新規整備する際は、学校施設を徹底活用すること、放課後児童クラブの「子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る」という役割の徹底等を目標として計画的な整備を進める。
	子ども・子育て支援法の一部改正	総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設(幼児教育の無償化)する。

## 2. 計画の趣旨

「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

子ども・子育て支援事業計画の策定義務づけを受けて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、都道府県及び市町村の次世代育成支援行動計画の策定は義務づけから任意になりました。

本町においては、今回、前計画期間が終了することから、引き続き「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応していくとともに、令和2年4月から5年間の本町の子ども・子育て支援の取組みについて定めるものです。

### 3. 計画の位置づけ

#### ○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長（令和 7 年 3 月 31 日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

また、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

#### 【子ども・子育て支援法（抜粋）】

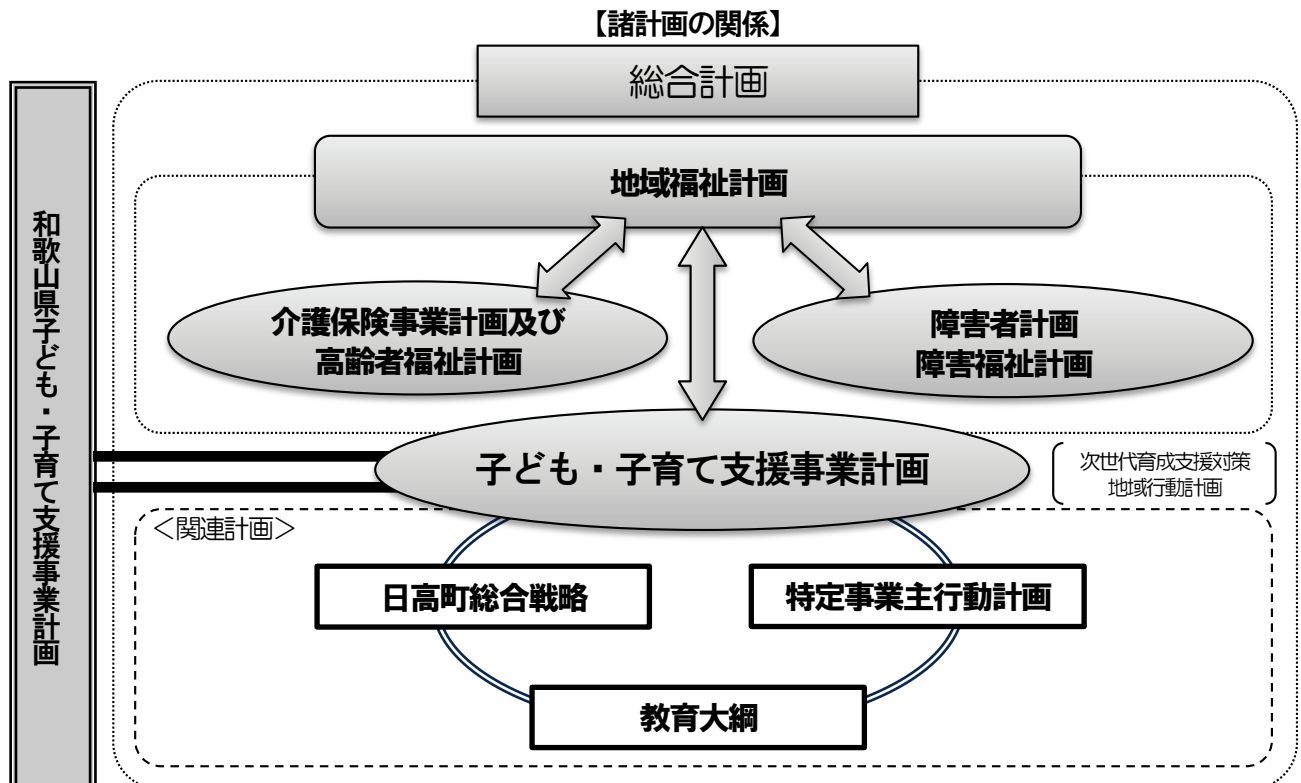
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

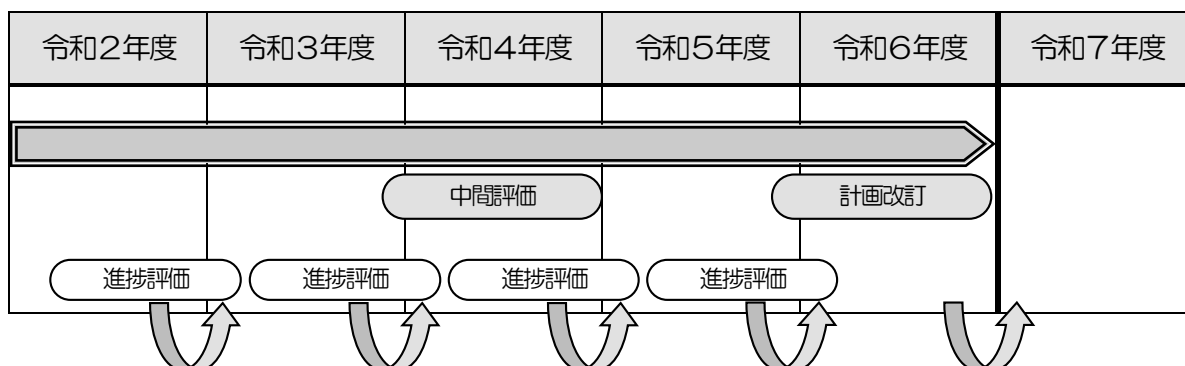
(市町村行動計画)

第八条市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。



## 4. 計画の期間

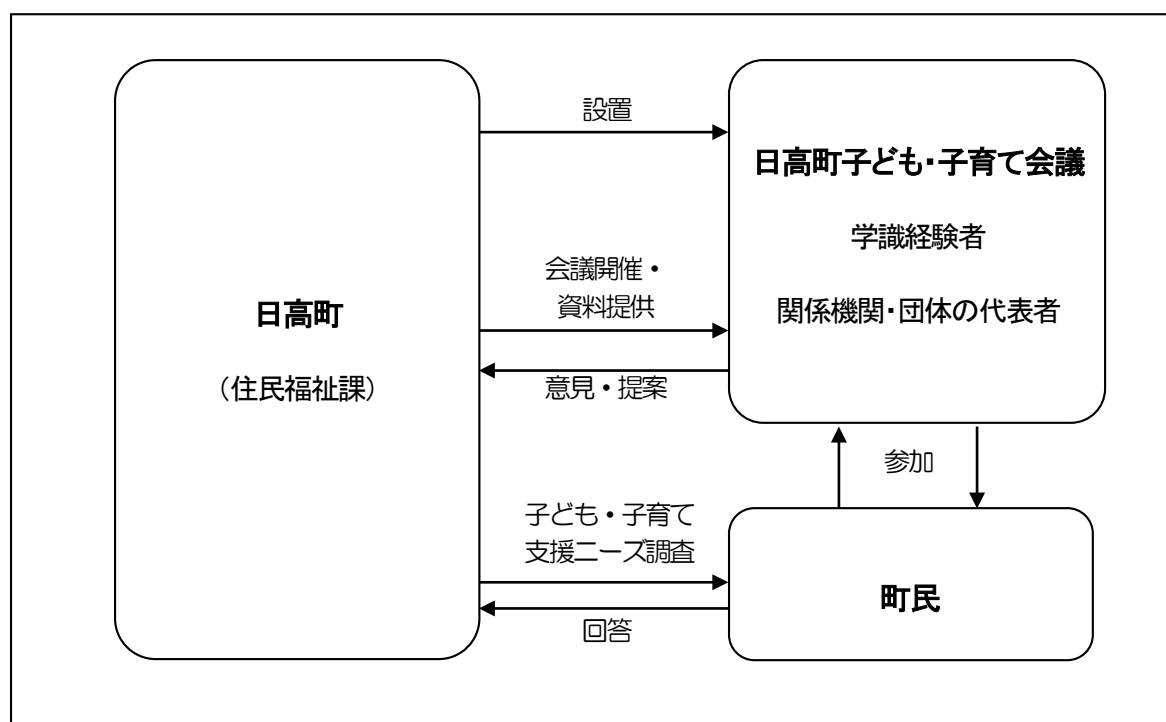
本計画は5年を1期とするものとします。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



## 5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、日高町子ども・子育て支援ニーズ調査により、子育て家庭の意見を収集し、「日高町子ども・子育て会議」において、検討を行いました。

### ■計画の策定体制



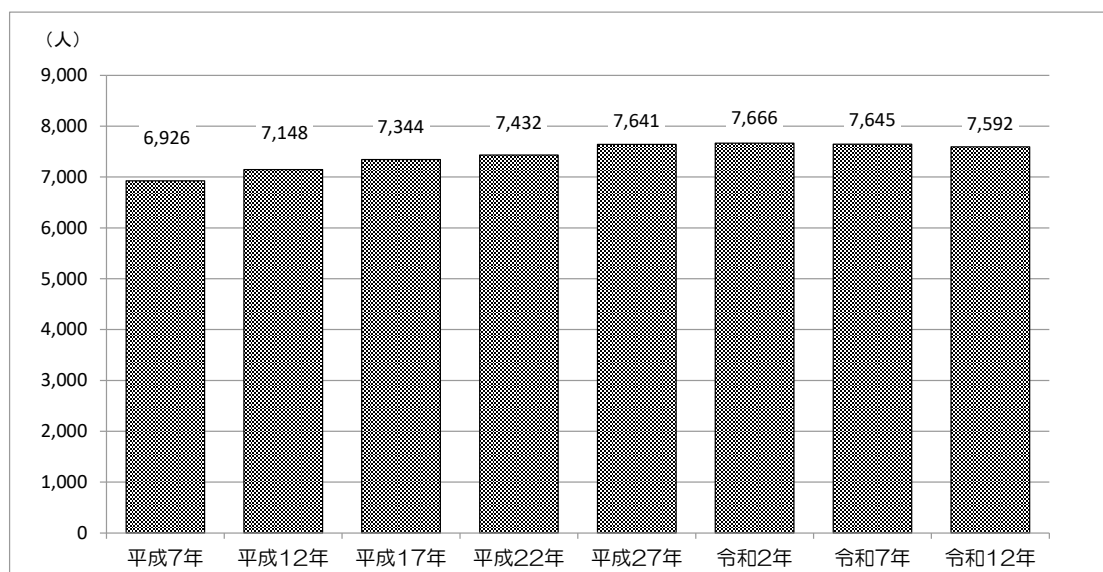
## 第2章 日高町の子ども・子育てを取り巻く状況



# 1. 町及び児童人口の動向

## (1) 町の人口

平成 27 年までは増加傾向にありましたが、以降やや減少傾向で推移すると推測されています。

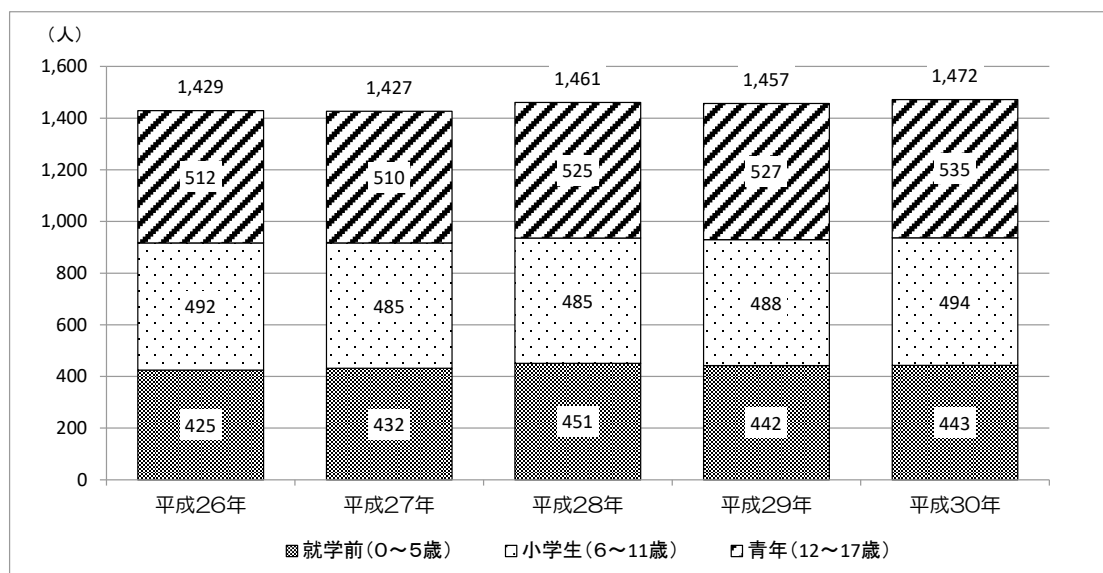


注) 平成 27 年までは実績、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2018年推計)による推計値

資料：国勢調査、『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

## (2) 児童人口

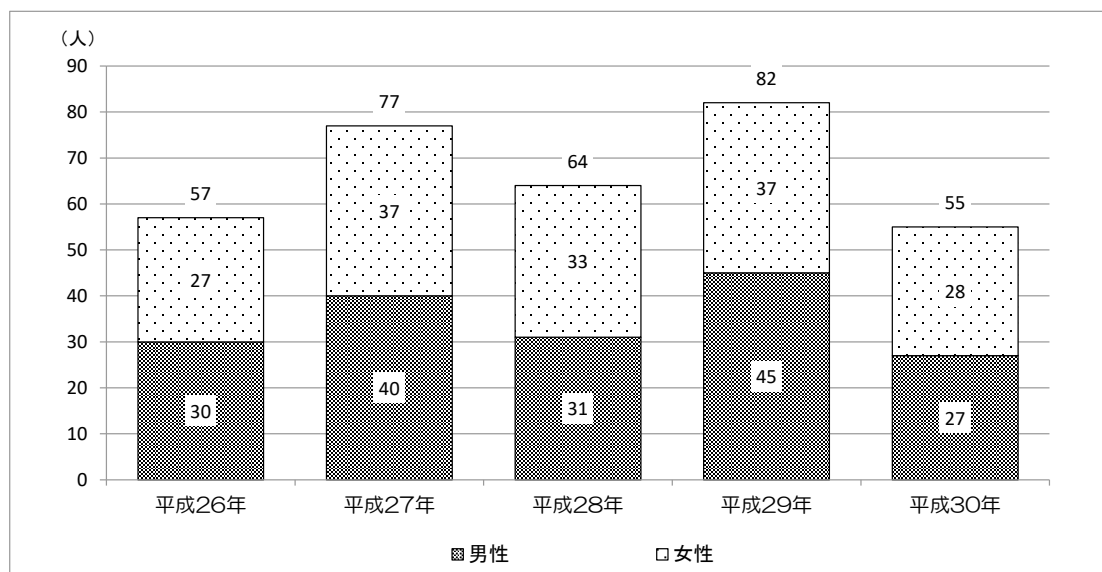
18歳未満の児童人口は平成30年まで増加傾向にあり、平成30年で1,472人となっています。就学前(0~5歳)児童は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳

### (3) 出生数

出生数は、各年で増減があり、平成30年は男子27人、女子28人の合計55人になっており、前年より27人少なくなっています。



資料：住民福祉課（各年3月31日時点）

## 2. 子育て家庭と子どもの状況

### (1) 子育て世帯の動向

#### ① 子どものいる世帯の構成

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成27年には819世帯となっています。核家族の構成割合をみると、18歳未満の子どものいる世帯では80.1%、6歳未満の子どものいる世帯では87.1%と、子どもの年齢が低くなると核家族の構成割合も高くなっています。

	総数	親族	親族		非親族	単独
			核家族	その他の家族		
一般世帯数	2,778	2,220	1,823	397	14	544
6歳未満世帯員のいる一般世帯	334	332	291	41	2	-
	100.0%	99.4%	87.1%	12.3%	0.6%	
18歳未満世帯員のいる一般世帯	819	815	656	159	4	-
	100.0%	99.5%	80.1%	19.4%	0.5%	
18歳未満世帯員のいる母子・父子世帯	43	-	-	-	-	-
1世帯当たり人員	2.69	3.10	2.86	4.23	3.14	-

資料：平成27年国勢調査

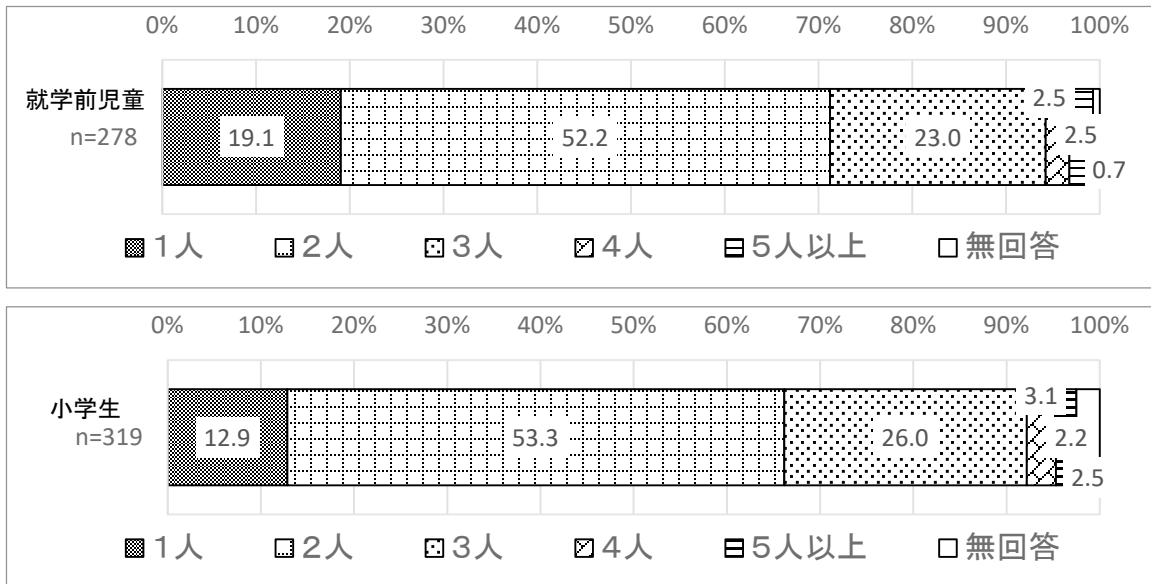


## ②子どもの人数

アンケート調査で世帯の子ども数をみると、就学前児童では「2人」が52.2%で最も多く、ついで「3人」が23.0%、「1人」が19.1%となっており、1世帯当たりの子どもの数は平均2.17人です。

小学生では「2人」が53.3%で最も多く、ついで「3人」が26.0%、「1人」が12.9%となっており、1世帯当たりの子どもの数は平均で2.28人です。

### ■世帯の子ども数



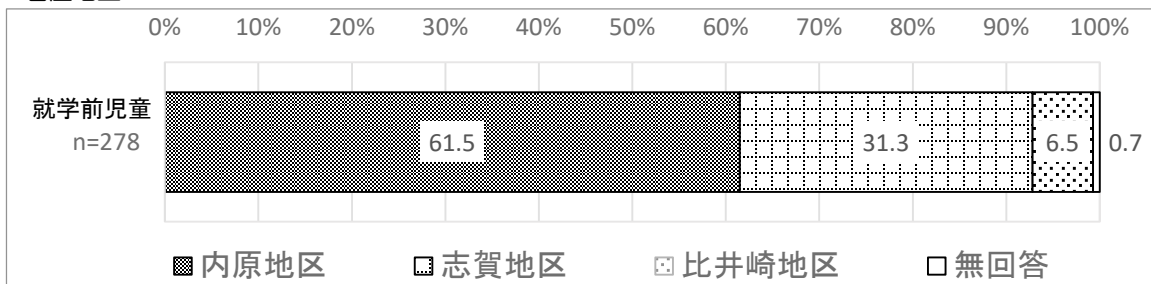
資料：アンケート調査

## ③育児支援の環境

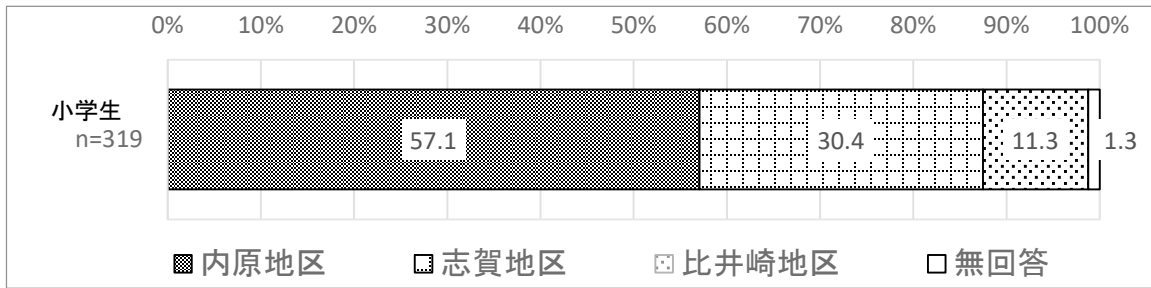
居住地区は、就学前児童では「内原地区」が61.5%で最も多く、ついで「志賀地区」が31.3%、「比井崎地区」が6.5%となっています。

小学生では「内原地区」が57.1%で最も多く、ついで「志賀地区」が30.4%、「比井崎地区」が11.3%となっています。

### ■居住地区



資料：アンケート調査



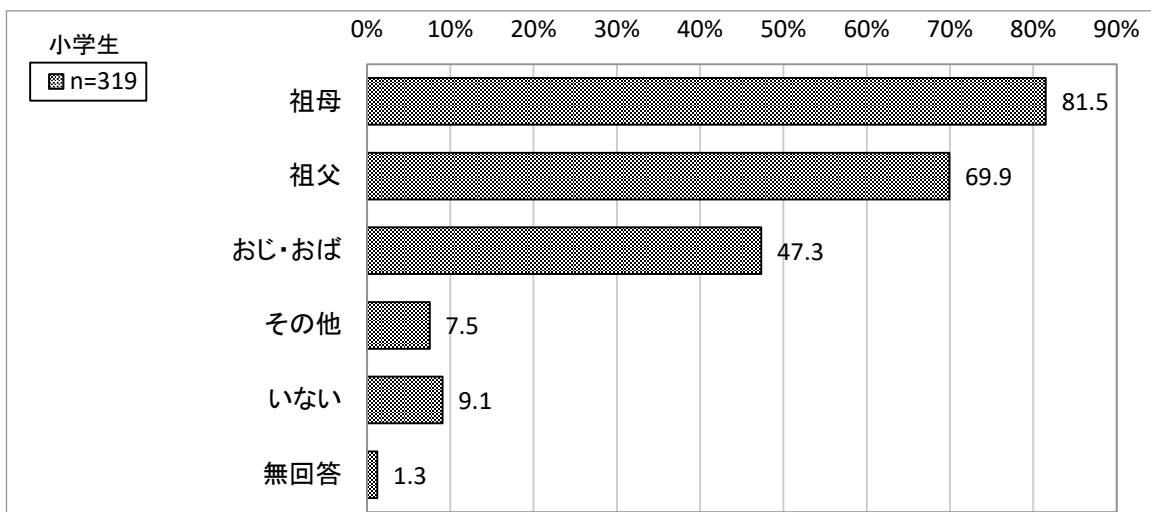
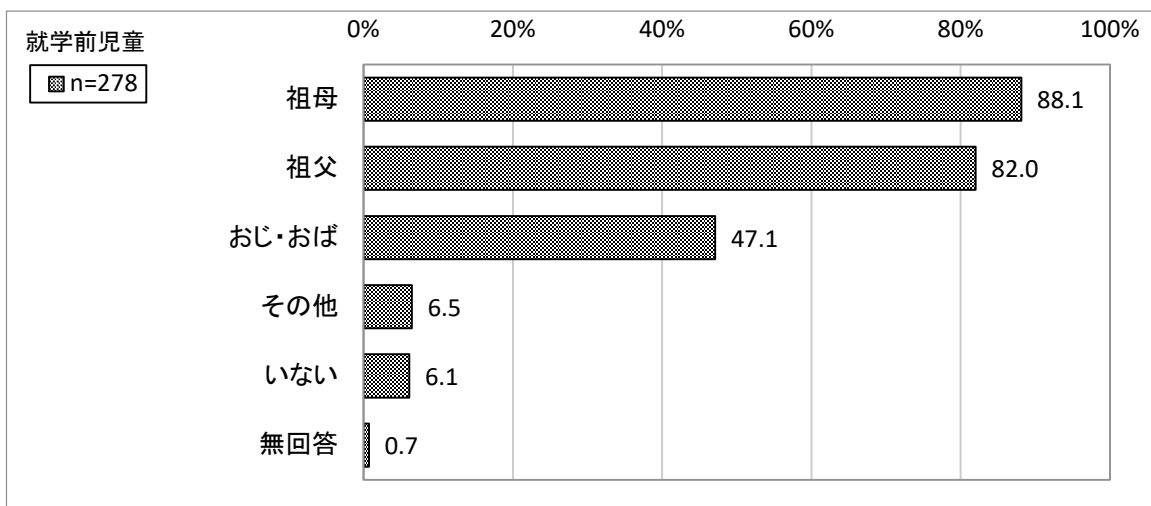
資料：アンケート調査

#### ④ 30分以内で行き来できる親せき

概ね30分以内で行き来できる範囲内の祖父母や親せきの有無について、就学前児童では「祖母」が88.1%、「祖父」が82.0%と多く、「おじ・おば」が47.1%で続いています。

小学生では「祖母」が81.5%、「祖父」が69.9%と多く、「おじ・おば」が47.3%で続いています。

#### ■ 30分以内で行き来できる親せき

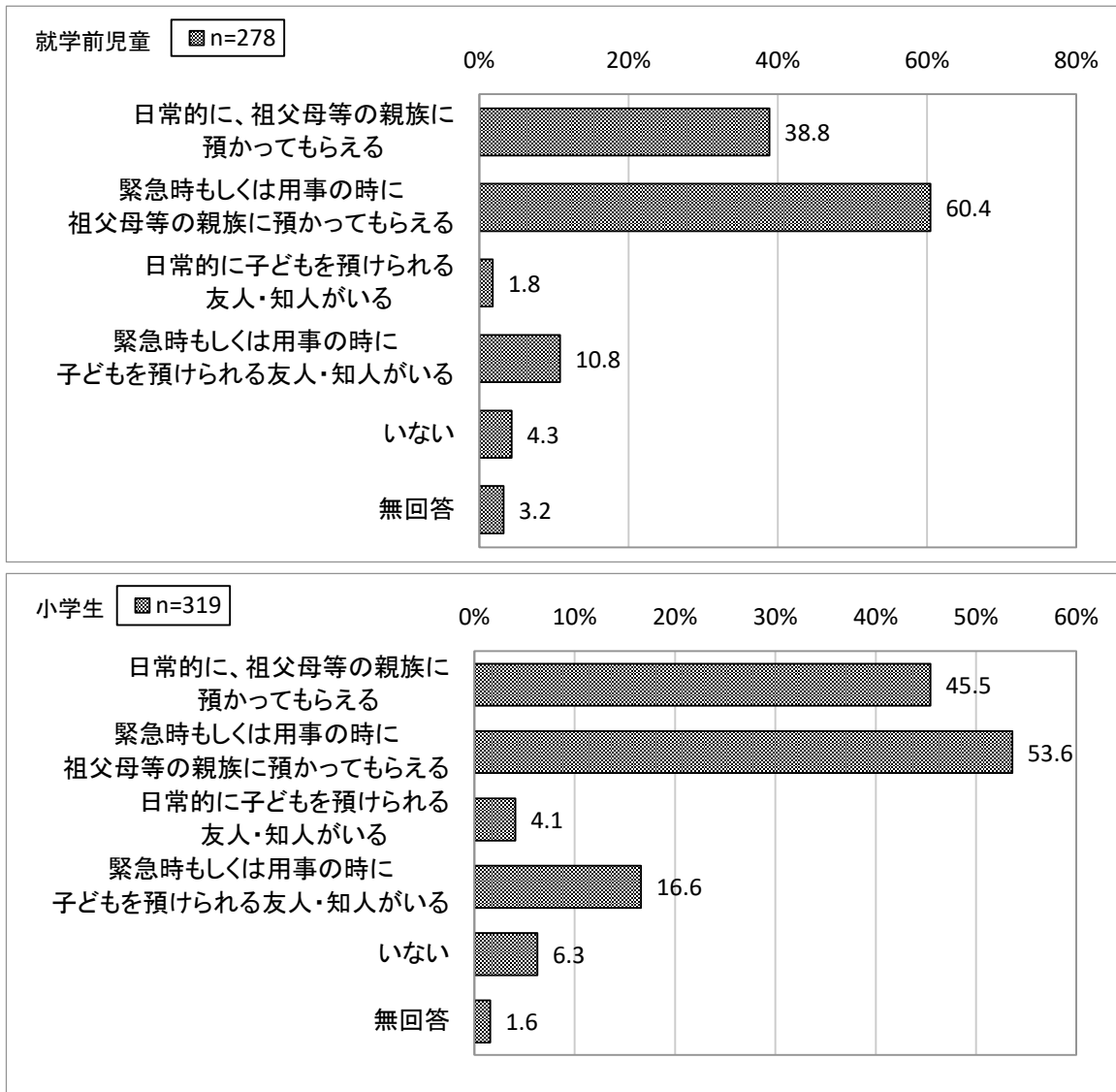


資料：アンケート調査

### ⑤日頃子どもを預かってもらえる親族・知人

日頃子どもを預かってくれる人が身近に「いない」という回答は、就学前児童の世帯で4.3%、小学生は6.3%で、それ以外は祖父母等や友人・知人に預けられる状況であることがうかがえます。なかでも、「緊急時等は祖父母等に預かってもらえる」世帯が多く、就学前児童で60.4%、小学生で53.6%となっています。小学生では「緊急時等に預かってもらえる友人・知人がいる」も増えています。

■日頃子どもを預かってもらえる親族・知人



資料：アンケート調査

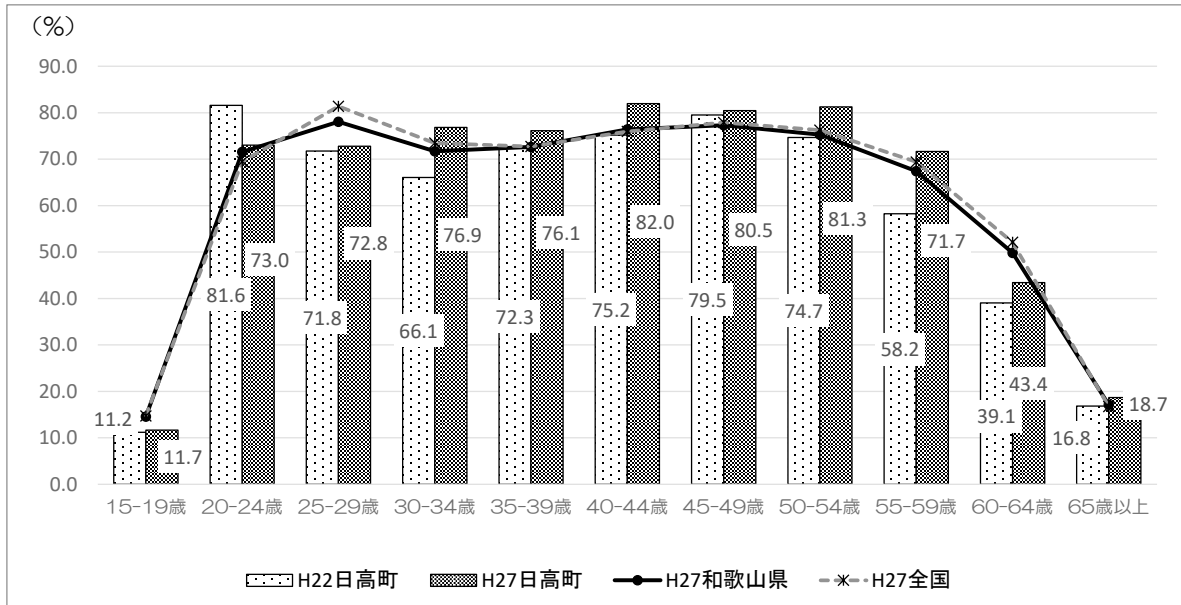
## (2) 母親の就労状況

### ① 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年代別にみると、平成27年は、概ね平成22年より高くなっていますが、20-24歳では逆に低くなっています。

また、25-29歳でも全国に比べて労働力率は低くなっており、20歳代での労働力率は7割強に留まっています。

#### ■女性の労働力率



単位：%

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年 日高町	11.2	81.6	71.8	66.1	72.3	75.2	79.5	74.7	58.2	39.1	16.8
平成27年 日高町	11.7	73.0	72.8	76.9	76.1	82.0	80.5	81.3	71.7	43.4	18.7
平成27年 和歌山県	14.6	71.5	78.1	71.7	72.6	76.4	77.3	75.3	67.4	49.8	17.1
平成27年 全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

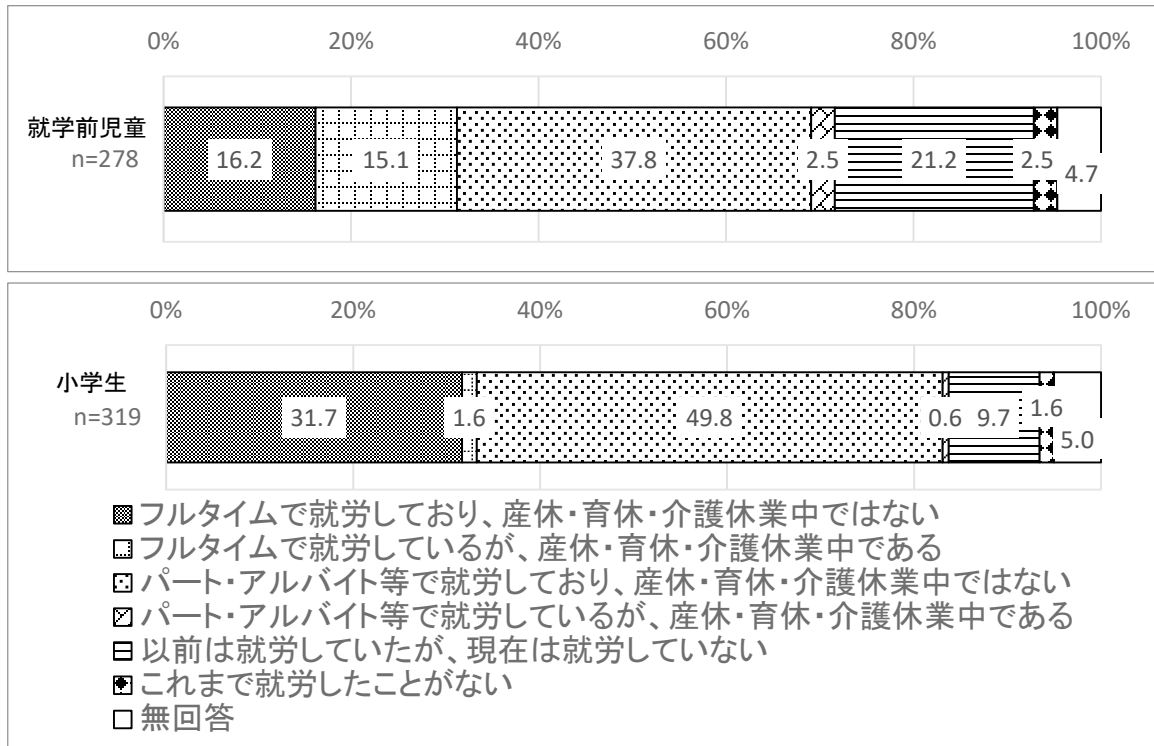
資料：国勢調査

### ② 母親の就業状況

アンケート調査をみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.8%で最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.2%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が16.2%で続いています。

小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が49.8%で最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.7%で続いています。

■母親の就業状況



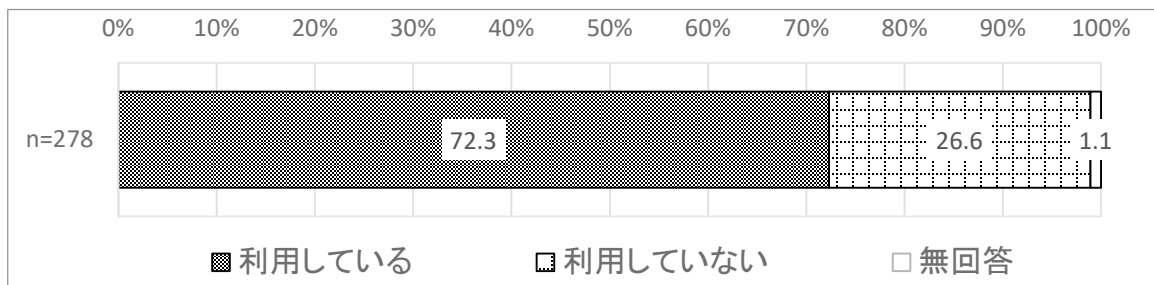
資料：アンケート調査

(3) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

① 利用状況

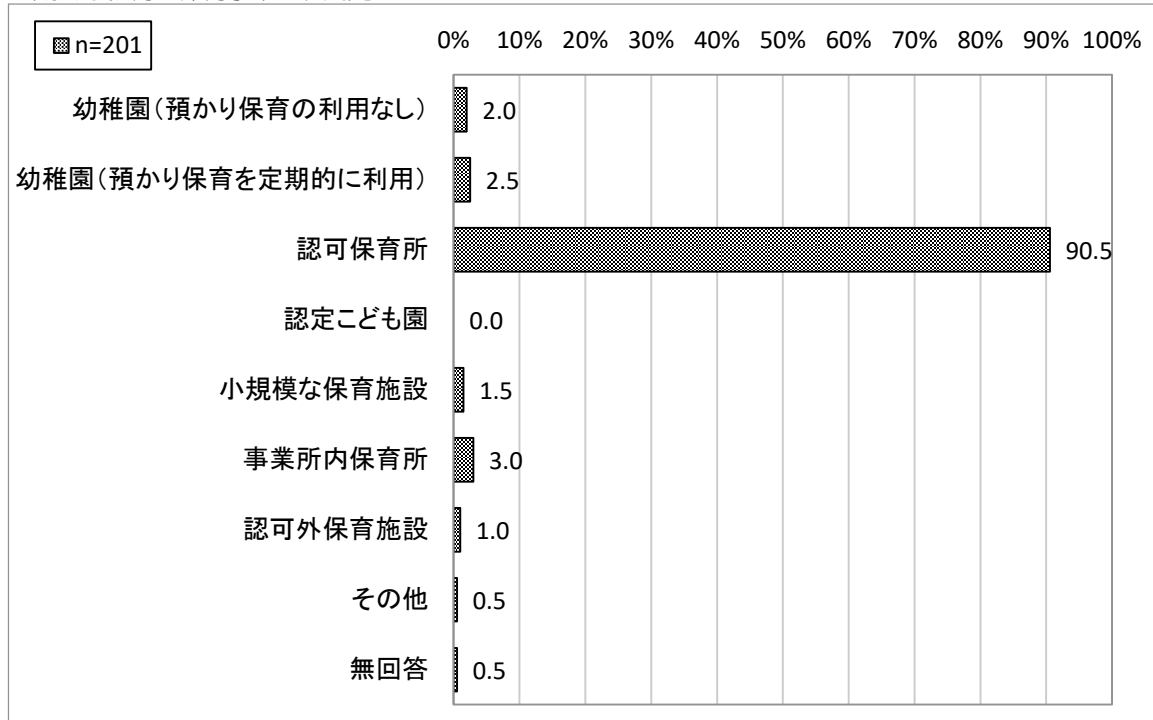
定期的な教育・保育事業を現在「利用している」のは72.3%となっています。  
 利用先では、「認可保育所」が90.5%で特に多くなっています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況



資料：アンケート調査

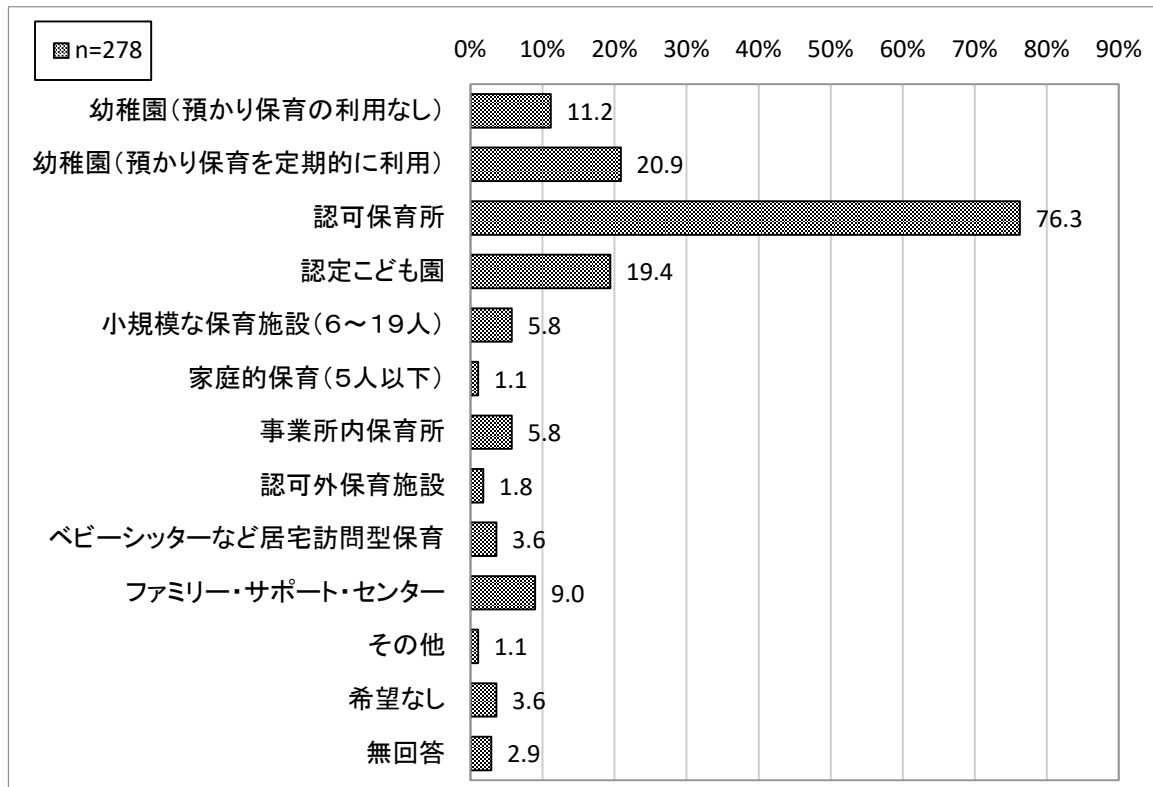
■定期的な教育・保育事業の利用先



②今後定期的にご利用したい教育・保育事業

今後、定期的にご利用したい事業では、「認可保育所」が76.3%で最も多く、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」が20.9%、「認定こども園」が19.4%が続いています。

■今後定期的にご利用したい教育・保育事業



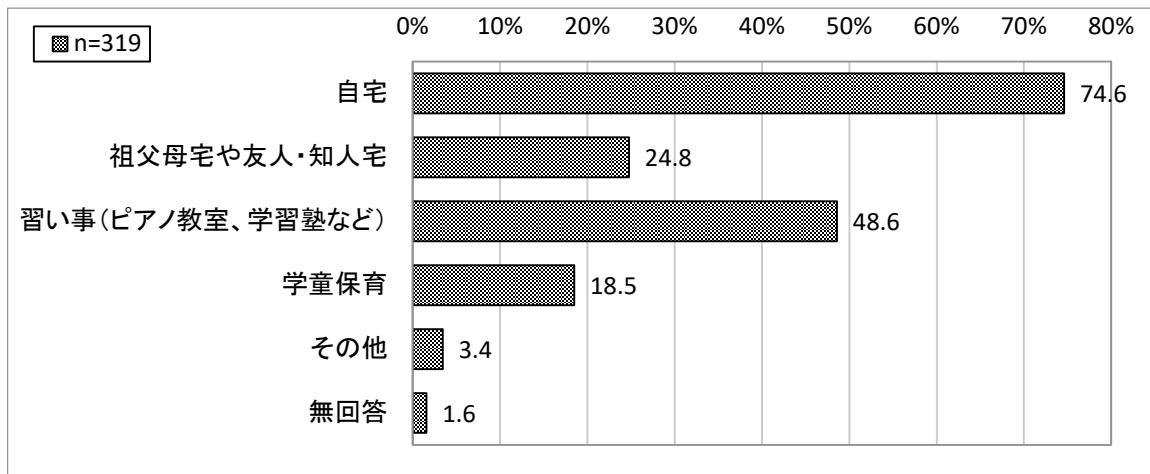
#### (4) 放課後の過ごし方（就学児童）

##### ① 低学年時に希望する放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方としては、「自宅」が74.6%で最も多く、「習い事」が48.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.8%、「学童保育」が18.5%で続いています。

希望する週当たり日数の平均は「自宅」が3.3日、「祖父母宅や友人・知人宅」が2.5日、「習い事」が1.7日、「学童保育」が4.5日、「その他」が3.0日となっています。また「学童保育」の希望終了時間の平均は17時台となっています。

##### ■ 低学年時に希望する放課後の過ごし方



資料：アンケート調査

### 3. 母子保健の状況

#### (1) 妊娠届出状況

妊娠届出数は、平成29年度から2年連続して減少しており、平成30年度では51人となっています。

単位：人

年度	妊娠届出数	届出時週数				
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳
平成26年度	72	71	0	1	0	0
平成27年度	67	65	2	0	0	0
平成28年度	78	76	1	0	1	0
平成29年度	55	54	1	0	0	0
平成30年度	51	50	1	0	0	0

資料：健康推進課

(2) 乳幼児健診実施状況

① 4 か月児健診

4か月児健康診査の受診率は、95%以上で推移しています。

単位：人

年度	対象者	受診者		受診率	異常なし	健康管理上注意すべき者
		実人数	延人数			
平成 26 年度	65	63	65	96.9%	44	23
平成 27 年度	72	72	76	100.0%	55	27
平成 28 年度	69	66	68	95.7%	55	20
平成 29 年度	79	79	83	100.0%	64	23
平成 30 年度	58	57	59	98.3%	52	9

資料：健康推進課

② 10 か月児健診

10か月児健康診査の受診率は、96%以上で推移しています。

単位：人

年度	対象者	受診者		受診率	異常なし	健康管理上注意すべき者
		実人数	延人数			
平成 26 年度	67	67	73	100.0%	54	21
平成 27 年度	63	62	67	98.4%	50	23
平成 28 年度	75	75	80	100.0%	56	31
平成 29 年度	71	71	79	100.0%	50	30
平成 30 年度	76	73	80	96.1%	63	19

資料：健康推進課

③ 1 歳 6 か月児診

1歳6か月児健康診査の受診率は、95%以上で推移しています。平成 26 年度は、「異常なし」が少なく、「健康管理上注意すべき者」が多くなっていましたが、徐々に減少し、平成 30 年度では「異常なし」が50人に対して、「健康管理上注意すべき者」は36人となっています。

単位：人

年度	対象者	受診者		受診率	異常なし	健康管理上注意すべき者
		実人数	延人数			
平成 26 年度	60	58	66	96.7%	23	66
平成 27 年度	75	74	87	98.7%	48	56
平成 28 年度	80	76	84	95.0%	50	39
平成 29 年度	66	70	79	106.1%	41	45
平成 30 年度	78	77	85	98.7%	50	36

資料：健康推進課



#### ④ 3 歳児健診

3歳児健康診査の受診率は、95%以上で推移しています。

単位：人

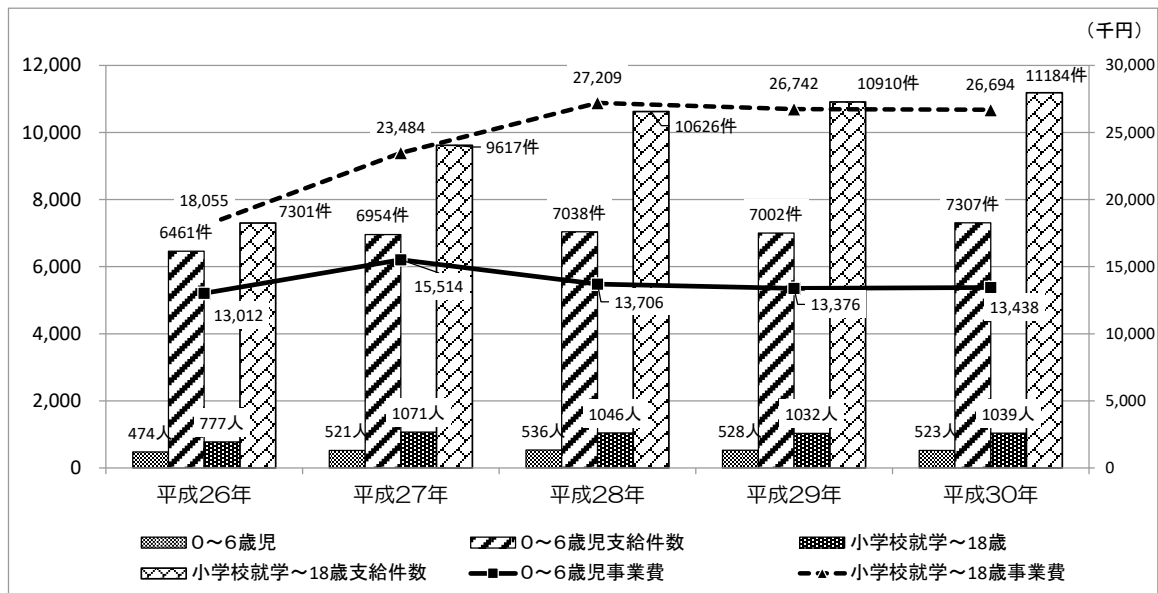
年度	対象者	受診者		受診率	異常なし	健康管理上注意すべき者
		実人数	延人数			
平成 26 年度	71	72	78	101.4	31	73
平成 27 年度	81	79	87	97.5	38	81
平成 28 年度	68	65	73	95.6	27	62
平成 29 年度	73	71	76	97.3	36	52
平成 30 年度	80	81	81	101.3	37	53

資料：健康推進課

#### (3) 乳幼児・子ども医療

平成 27 年度から、子ども医療の対象者が 15 歳から 18 歳に引き上げられたことから、平成 27 年から小学校就学～18 歳の子ども医療の件数は増加しており、平成 30 年で 11,184 件となっています。乳幼児医療の件数は、平成 30 年で 7,307 件となっています。

事業費については、平成 28 年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 30 年では、乳幼児医療は 13,438 千円、子ども医療では 26,694 千円となっています。



資料：住民福祉課

## 4. 児童・生徒数の状況

### (1) 保育所利用者数

平成 27 年度以降、定員にかわりはありませんが、志賀地区での利用者が増加しています。弾力的運用により定員を超える児童を受け入れています。

単位：人

		定員	利用者			保育士等		
			2号	3号	計	保育士	調理師	計
平成27年度	内原	120	111	11	122	14	3	17
	志賀	120	85	37	122	18	4	22
	比井	45	16	2	18	5	2	7
平成28年度	内原	120	110	5	115	17	3	20
	志賀	120	83	50	133	23	4	27
	比井	45	14	3	17	5	2	7
平成29年度	内原	120	107	11	118	14	4	18
	志賀	120	84	49	133	24	4	28
	比井	45	15	0	15	5	2	7
平成30年度	内原	120	108	13	121	15	4	19
	志賀	120	91	50	141	24	4	28
	比井	45	7	2	9	4	1	5

資料：住民福祉課

### (2) 小中学校の学籍状況

小学校の児童数は、ほぼ横ばいで推移していますが、中学校の生徒数は、やや増加傾向で推移しています。

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
小学校	学校数	3 校	3 校	3 校	3 校	3 校
	児童数	486	484	483	483	487
中学校	学校数	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
	生徒数	221	228	232	240	242

資料：教育課

(3) 学童保育の利用者数

内原 60 人、志賀・比井 40 人の定員は、平成 27 年度以降かわっていませんが、内原の利用申請者数が伸びており、平成 30 年度で 28 人、平成 31 年度で 29 人の保留通知者が出ています。

単位：人

年度	対象小学校	定員	申請者数			決定者数			保留通知者数		
			常時	臨時	合計	常時	臨時	合計	常時	臨時	合計
平成 27 年度	内原	60	36	16	52	36	16	52	0	0	0
	志賀・比井	40	24	5	29	24	5	29	0	0	0
平成 28 年度	内原	60	57	19	76	57	19	76	0	0	0
	志賀・比井	40	34	9	43	34	9	43	0	0	0
平成 29 年度	内原	60	56	17	73	56	17	73	0	0	0
	志賀・比井	40	40	10	50	40	10	50	0	0	0
平成 30 年度	内原	60	68	22	90	62	0	62	6	22	28
	志賀・比井	40	44	6	50	44	6	50	0	0	0
平成 31 年度	内原	60	88	2	90	60	1	61	28	1	29
	志賀・比井	40	49	4	53	40	1	41	9	3	12

資料：教育課

(4) 障害児の状況

平成 30 年度の障害児の状況をみると、身体障害者手帳交付人数は 7 人、療育手帳交付人数は 15 人となっています。

	身体障害者手帳交付人数	内児童数
1 級	94	2
2 級	54	3
3 級	61	1
4 級	78	1
5 級	28	0
6 級	17	0
計	332	7

	療育手帳交付人数	内児童数
A1	14	2
A2	13	1
B1	13	4
B2	19	8
計	59	15

資料：住民福祉課

## 5. 第1期計画の振り返り

---

### ■基本目標1 子どもの成長にあった心身の健康支援

子どもの成長にあった心身の健康支援として、親が安心して妊娠・出産を迎え、子どもが健やかに発育・成長できるように、健診や保健指導・相談など、親子それぞれにきめ細かな母子保健事業等に努めてきました。

今後に向けては、令和元年に開設された子育て世代包括支援センターにより、相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携により、妊娠期からの支援体制づくりを行い、早期療育のためのフォロー体制や子育て支援の観点からの健康推進体制づくりに努めます。

### ■基本目標2 子どものための子育て支援の輪づくり

子どものための子育て支援の輪づくりとして、子どものための保育サービスをはじめ、親の子育て力を高め、孤独感や負担感を軽減する側面的な支援など、子育て支援のネットワークづくりを目指してきました。子育てに関する情報提供では、クエッコランドだよりを毎月広報誌に掲載し、保育所入所については、広報誌をはじめ、町内放送やケーブルテレビ、ホームページで案内しています。

今後に向けては、現状の取組みを継続していくとともに、0・1歳児の保育所入所希望が増加傾向にあるため、受け入れ態勢の強化を図り、早朝保育の実施等に取り組んでいきます。情報提供については、必要な情報が必要な人に届くよう、広報活動を工夫していきます。

### ■基本目標3 子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり

子どもが育つ・伸びる学びの環境づくりとして、地域が関わりながら多様な体験や学習活動、スポーツ活動により、自立したたくましい子どもが育つ環境づくりに努めてきました。中学校職場体験では、中学1年生は町内事業所に職場訪問し、事業内容等、調べ学習を実施しました。2年生は町内事業所に3日間の職場体験を実施しています。その他、星空観測会や生物の観察会等を実施しています。

今後に向けては、職場体験では、職種などを拡充し、職場体験機会の拡充を図っていきます。その他の取組みにおいても、現在の取組みを維持継続していき、多くの子どもたちが参加できるように取組みのさらなる充実を検討していきます。

## ■基本目標4 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくりとして、公共施設や道路など生活環境対策をはじめ、地域での安心活動・安全対策を推進してきました。見守り活動や安全・安心パトロールも実施しています。また、ポスター掲示やチラシの配付などで子育てと仕事の両立支援の意識の啓発など、子どもと子育てをみつめる地域づくりを目指し活動に取り組んできました。

今後に向けては、関係団体と連携をとりながら、子どもの見守り活動を引き続き実施していきます。また、子育て世代包括支援センターが中心となって、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの利用案内による支援を行っていきます。



## 第3章 計画の基本的な考え方





## 1. 計画の基本的な方向

---

### (1) 基本理念

平成 27 年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを  
生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、市町村は子ども・子  
育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、  
質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を  
図ることが求められています。

#### <国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄りそい、保護者が自己肯定感をもちながら  
子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援  
の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、第一期計画の理念を継承し、長期総合計画の将  
来像である『海と緑と人が結び合う 笑顔あふれる定住拠点・ひだか』を実現  
するため、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で  
子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指した、以下の基本理念を掲げる  
ものとします。

**次世代をみんなで育てる ひだか**

## (2) 基本目標

「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえ、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

### ■課題

今後の子ども・子育て支援の課題をみると、以下のように大きく 4 点の課題が考えられます。令和元年に開設された子育て世代包括支援センターによって、相談体制の充実や拠点施設としての役割を担うことが期待されます。

また、子育てと仕事を両立させるための放課後児童クラブ等の支援活動や子育てに関する情報を、必要な人に届ける情報提供のあり方が課題となります。

**地区ごとに異なる児童数への対応**  
**地域子育て支援センター等の拠点活動の活性化**  
**放課後児童クラブ等による就業支援**  
**子育てに関する情報提供の検討**

大きな枠組みについては、前計画の枠組みを継承しつつ、時代の変化等による新たな課題等を踏まえて、基本目標を以下のように設定します。

### ■基本目標

**基本目標 1 : 子どものための子育て支援の輪づくり**  
**基本目標 2 : 生きる力を育む学習環境づくり**  
**基本目標 3 : 子どもの成長に寄りそう親子の健康支援**  
**基本目標 4 : 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり**  
**基本目標 5 : 多様な子育て支援ニーズへの対応**  
**(子ども・子育て支援事業計画)**

### (3) 基本視点

計画を推進していく視点として、前期計画の考え方を踏襲し、以下の5つの視点を重視していきます。

#### ■基本視点① 子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権そして利益が最大限に尊重されることが最も重要なことです。そして、子どもの成長にあつた視点を基本とします。また、子どもの目線で課題をとらえ、適切な対応に努めます。

#### ■基本視点② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成して、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな育ち支援の視点を重視します。

#### ■基本視点③ 地域で応援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用を基本とします。

#### ■基本視点④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点

親が子育てに孤立することを防ぐことは、親子にとって重要なことです。問題を抱える家庭が増える傾向のなか、広くすべての子どもと家庭への支援の視点で推進します。

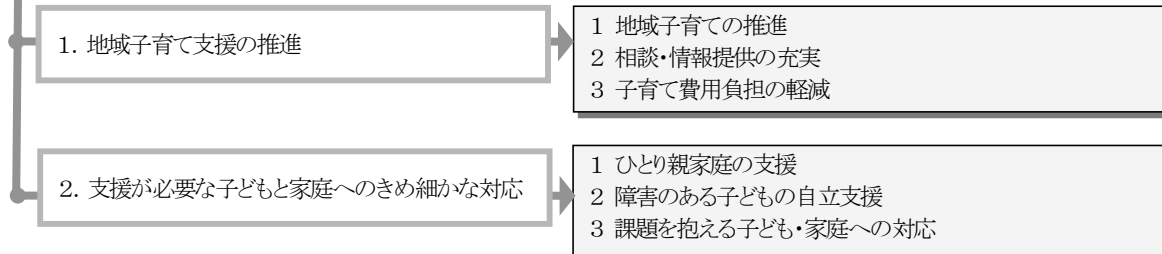
#### ■基本視点⑤ サービスの質の視点

子育て家庭の実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みが求められます。このような取り組みにより、サービスの質が向上し、利用者の満足度が高まるように推進します。

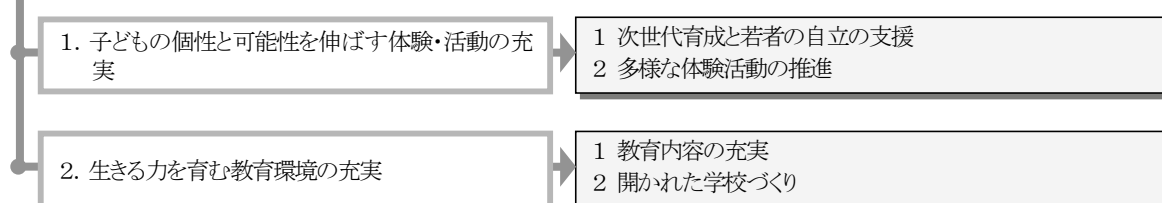
## 2. 計画の体系

基本理念	次世代をみんなで育てる ひだか
------	-----------------

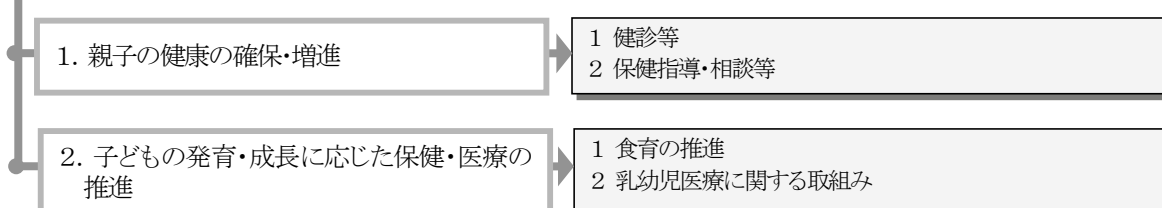
### 目標1：子どものための子育て支援の輪づくり



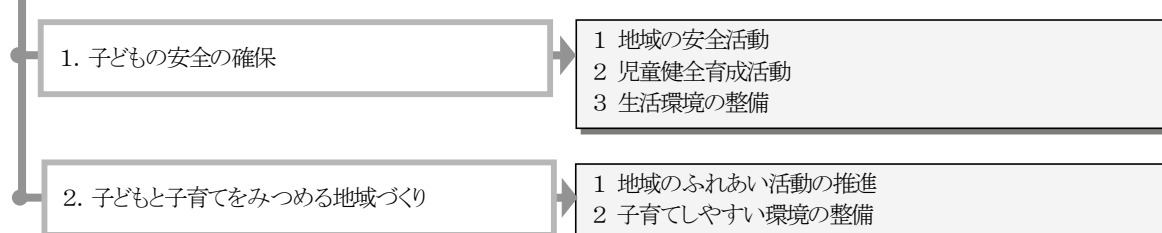
### 目標2：生きる力を育む学習環境づくり



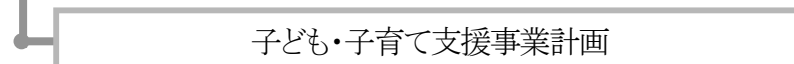
### 目標3：子どもの成長に寄りそう親子の健康支援



### 目標4：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり



### 目標5：多様な子育て支援ニーズへの対応



## 第4章 次世代をみんなで育てる行動計画



## 基本目標 1 : 子どものための子育て支援の輪づくり

日高町は子ども・子育て支援新制度の実施主体として、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況並びに利用希望を把握し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

また、通常保育では低年齢児の受け入れ体制の拡充、延長保育、病児保育を継続して実施するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の充実を目指します。

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、関係各機関の連携が重要になることから、関係部局間の連携、事業者との連携を進めていきます。

### 1. 地域子育て支援の推進

価値観やライフスタイルの多様化に伴って、子育て支援ニーズも多様化しており、様々なニーズに対応したきめ細かな支援策が求められています。また、公的な取組みだけでなく、町民の自主的な子育て支援活動等と協働し、地域全体としての子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

そのため、町民や関係団体の協力を得るため、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が交流できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

#### (1) 地域子育ての推進

保育所通所前の子どもと親が集まる場を確保し、その親の子育てに関する不安を取り除くための機会として、親子の居場所と地域子育て活動の場を増やします。

1 子育て広場	
施策の内容	子育ての正しい知識の普及とともに子どもや親同士の交流を図るために、平成13年度より実施。 実施回数は年12回、妊婦から乳幼児と保護者を対象に開催している。子どもの心身の発育・発達を感じると同時に、親同士の仲間づくりの場となっている。 平成26年度からは子育て支援センターと共催で実施している。
今後の方向性	子育て世代包括支援センター等、他の機会での相談体制づくり、周知を行っていく。
担当課	健康推進課

2 地域子育て支援センター事業	
施策の内容	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた保育資源の情報提供などを実施するとともに、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場として日高町子育て支援センター（クエッコランド♪）を設置している。 平成25年7月1日より(株)共立メンテナンスに業務を委託し実施。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

3 ファミリー・サポート・センター事業	
施策の内容	安心して子育てができることを目指して、育児の援助を受けたい方(利用会員)と援助を行いたい方(スタッフ会員)が会員登録を行い、利用会員が、ファミリー・サポート・センターに援助を依頼し、ファミリー・サポート・センターがスタッフ会員に援助を打診することで、子どもの預かりや送迎など実際の援助を行う。 平成30年7月1日より、御坊市と協定し、御坊市ファミリー・サポート・センターにおいて事業を実施。
今後の方向性	会員の増員を図り、事業の安定的な継続と利用の拡充を図る。
担当課	住民福祉課



## (2) 相談・情報提供の充実

子育てに関する情報を得ることは、子育ての不安の軽減につながることから、必要な人に必要な情報が届くよう、広報やホームページの有効活用を促進するとともに、子育て関連の情報をまとめた情報紙の作成に取り組めます。

保健・福祉・教育など子どもと子育てに関する手続きは、各担当でも対応していますが、住民福祉課が主な窓口となっており、各担当で連携を図りながら各種サービスの利用を促進します。

1 子育て支援相談窓口	
施策の内容	子育てに係るすべての相談事業を引き受ける一元的な相談窓口として子育て世代包括支援センターを健康推進課内に設置し、各種相談に対応する。各課と連絡・調整を図りながら、相談しやすい窓口になるよう努め、子育て支援や各種サービスの担当課等との連携を密にし、相談体制の充実に努める。
今後の方向性	子育て世代包括支援センターを拠点に、引き続き住民福祉課と健康推進課（保健師）との連携を強化していく。
担当課	住民福祉課、健康推進課

2 子育てに関する情報の提供	
施策の内容	毎月の広報ひだか、町HP、ケーブルテレビ、町内放送等で情報提供に努めている。
今後の方向性	必要な人に必要な情報が提供できるように、広報に工夫する。
担当課	住民福祉課、健康推進課

### (3) 子育て費用負担の軽減

すべての子どもと子育て家庭の支援の視点から、子育て費用の経済的な負担を軽減する児童手当の支給や、子ども医療費の無償化などに取組みます。

1 児童手当の支給	
施策の内容	児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

2 要保護及び準要保護児童生徒就学援助	
施策の内容	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費等必要な援助を行う。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

3 保育料の減免制度	
施策の内容	保育料・主食費・副食費ともに国の基準よりも低い水準で設定している。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

4 子ども医療費の無償化	
施策の内容	子どもを養育する保護者負担の軽減を図るため、高校3年生までを対象に、子どもの健康の維持増進に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費を無料とする。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

## 2. 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

障害をはじめ、養育・家庭生活などで様々な課題を抱えて支援が必要な親子に適切に対応できる体制を確保します。

### (1) ひとり親家庭の支援

経済的な負担を軽減するために、児童扶養手当とひとり親家庭児童激励金支給事業等の適切な利用を促進します。あわせて、全国的にひとり親世帯は増加傾向にあるため、ひとり親家庭の自立支援に向け、関係機関と連携して必要な生活支援、就業支援、各種相談に対応します。

1 児童扶養手当の支給	
施策の内容	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

2 ひとり親家庭児童激励金支給事業	
施策の内容	疾病等で父または母の死亡及び離婚によってひとり親家庭となった家庭の児童を激励し、健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。 児童1人につき、月額2,000円を支給。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

3 ひとり親家庭医療費助成事業	
施策の内容	ひとり親家庭の保護者負担の軽減を図るため、子どもとその保護者を対象に、ひとり親家庭の子どもと親等の健康の維持増進に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費を無料とする。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

## (2) 障害のある子どもの自立支援

障害などで支援が必要な子どもの成長段階に応じて、療育や生活支援など、自立に向けた支援を推進します。また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ特別支援教育に必要な体制を確保します。

身体障害・療育だけでなく、学習障害や自閉症など発達障害を抱える子どもへの支援について、関係課及び関係機関と連携した対応に努めます。

1 障害福祉サービスの推進	
施策の内容	児童発達支援センターなどにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や、授業終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を実施。 また、在宅の重度障害児の日常生活を支援するため、紙オムツや補聴器など必要な日常生活用具、必要な補装具を給付する。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

2 特別児童扶養手当	
施策の内容	心身に中程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している者に支給される制度である。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

3 障害児福祉手当	
施策の内容	重度障害で常時介護を要する20歳未満の在宅者に支給される制度である。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

4 特別支援教育就学奨励	
施策の内容	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために援助を行う。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

5 心身障害児福祉手当	
施策の内容	20歳未満の身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を所持する心身障害児を養育する保護者に、福祉向上を図るため福祉手当を支給する。 児童1人につき、月額4,000円を支給。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

6 障害児保育	
施策の内容	保育所で受け入れられる体制をとっている。
今後の方向性	支援を必要とする児童には加配を付けるなど、必要な支援を行う。また、保育士の障害児保育にかかる能力の向上を図る。
担当課	住民福祉課

7 特別支援教育の推進	
施策の内容	特別支援学級の設置、学校支援員を配置して学校生活を支援している。 具体的には学校施設のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援教育の運営について、学校支援員の配置等の体制を確保している。
今後の方向性	特別支援学級の設置、学校支援員を配置して学校生活を支援する。 具体的には学校施設のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援教育の運営について、学校支援員の配置等の体制を引き続き維持する。
担当課	教育課

8 自立支援協議会を中心にしたネットワークの形成	
施策の内容	自立を支援するネットワークとして圏域で自立支援協議会を設置するとともに、子ども部会を組織し、連絡・調整を行っている。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課、健康推進課

### (3) 課題を抱える子ども・家庭への対応

児童福祉法の改正によって、すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、児童の親や保護者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないとされました。児童の親や保護者においても、体罰によらない子育て等を推進することが求められます。

子どもの心のケア、いじめや不登校対策などは、学校・関係課・関係機関が連携して対応します。また、児童虐待は潜在的で身近にありうる問題となっており、児童虐待の発生予防・早期発見、支援を必要とする妊婦の早期の把握、児童相談所をはじめ関係機関との情報共有の推進等、虐待防止ネットワークの強化を図っていくとともに必要な支援を行います。

1 日高町要保護児童対策地域協議会	
施策の内容	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場として、日高町要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議をはじめ、必要に応じてケース会議を開催し、個別案件への対応にあたっている。
今後の方向性	虐待案件への迅速に対応するため、関係機関との連絡・調整を密にしていく。
担当課	住民福祉課

2 「心の教室相談員」の設置	
施策の内容	日高中学校に1人（非常勤）を配置し、思春期における精神的に不安定な生徒、心に悩みをもつ生徒に対し、カウンセリング等を行い、生徒の心の安定を図る。校舎1階玄関横に「心の教室相談室」を設置し、生徒が自由に出入りできる状況をつくっている（1日4時間、年間420時間程度）。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

## 基本目標2：生きる力を育む学習環境づくり

学習指導要領では、「生きる力」を育み、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化することが求められています。そのため、教育内容の充実を図るとともに、体験・交流という視点で、地域を知り、交流できるような体験活動などを取り入れていきます。

### 1. 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

地域の大人や年齢の異なる子どもが共に学び、様々な世代の人たちや日高町の良さを知り、個性と可能性を伸ばす取組みとして、地域の協力を得ながら多様な体験活動を展開します。

#### (1) 次世代育成と若者の自立の支援

次代の親となる子どもたちを育成し、若者の自立を支援していくために、生命の尊さ、家庭や人間関係の大切さを学ぶ機会を設け、仕事や自分の今後を考える機会となるよう体験機会の拡充を図っていきます。

1 思春期体験学習	
施策の内容	乳児とのふれあいを通して、生命の尊さや愛、父性母性の育成を図るため中学3年生を対象に実施している。乳児とのふれあいだっこ体験、離乳食試食、妊婦体験、たばこの害や中学生の食事について等の内容を取り入れている。参加した生徒、乳児の保護者にアンケートを行い内容の見直しを行っている。
今後の方向性	今後も養護教諭との連携により、必要に応じて見直しを行い、対象に応じた思春期教育の内容を検討し、継続実施していく。
担当課	健康推進課

2 中学校職場体験	
施策の内容	町内の職場での勤労体験を通じて、働く目的や意義またその厳しさについて理解し、職場に対する関心を深める目的で実施している。中学1年生は町内事業所に職場訪問し、事業内容等、調べ学習を実施。2年生は町内事業所に3日間職場体験する。事業所・職種などの拡充、職場体験機会の拡充などを継続して実施している。また、町内事業所へも啓発と協力依頼を図っている。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

## (2) 多様な体験活動の推進

観察会やスポーツ大会、大人との交流等によって地域の人と接し、様々な人たちとのふれあいによって人間性豊かな人格を形成して自立できるように、保護者をはじめ地域の人や組織が関わりながら、多様な体験・活動の機会を拡充します。

1 公民館分館事業・星空観測会	
施策の内容	教科書に出てくる星や月だけではなく、夜空に輝く星や月を実際にみて、感じて、楽しむ体験をして、宇宙に興味をもってもらうために実施。
今後の方向性	令和元年度より予備日を設定し、参加者の確保に努めてきたが、今後も少しでも多くの参加者を確保していく。
担当課	教育課

2 青少年自然体験事業	
施策の内容	磯の生き物を実際に見たり触ったりして、町内の海にどのような生き物が生息しているかを知るとともに、生き物への興味をもたせること、また、町内の自然に親しむ機会をつくり、日高町の自然のすばらしさを感じてもらうことを目的に、磯の生き物の話と磯の生き物調査等を実施。
今後の方向性	令和元年度より予備日を設定し、参加者の確保に努めてきたが、今後も少しでも多くの参加者を確保していく。
担当課	教育課

3 日高町青少年補導連絡協議会：青少年と大人の交流活動	
施策の内容	会員と青少年が直接ふれあえる機会をもつことで、青少年健全育成の推進を図ることを目的に「ふれあいトーク」と「コマ回し教室」の2事業を実施している。「ふれあいトーク」では会員と日高中学校3年生が総合学習の時間を利用し、共通のテーマについて話し合うことでお互いを知る機会とする。また、「コマ回し教室」では会員が町内の小学1～6年生にコマの回し方やコマを使った技等を指導し、気軽にふれあう機会とする。
今後の方向性	コマ回し以外の昔遊びの事業を企画し、ふれあう機会を増やしていく。
担当課	教育課



4 スポーツ少年団活動	
施策の内容	野球、バレーボール等のスポーツ活動が行われている。
今後の方向性	各種競技大会に参加を目指す。
担当課	教育課

## 2. 生きる力を育む教育環境の充実

社会環境や価値観、ライフスタイル等、日々変化していく環境に対応していくことが求められています。そのため、人間性など生きる力を育てるための教育環境の充実を図ります。あわせて、地域に開かれた学校運営を目指します。

### (1) 教育内容の充実

社会変化に対応しうる教育内容となるように、国際化や情報化に対応した学習内容、総合的な学習活動、体力づくりに各学校で取り組んでおり、今後も各学校で工夫をしながら教育内容の充実を図ります。

1 学校給食	
施策の内容	児童・生徒の心身の健全な発達を目的とし、食生活の改善に寄与する。町内3小学校・1中学校において、平成16年度の10月から民間委託、給食・弁当選択方式で実施。
今後の方向性	引き続き学校給食を実施する。
担当課	教育課

2 外国語指導助手招致事業	
施策の内容	生きた英語を学ぶ機会として、中学校においてチームティーチングとして授業をし、小学校においては火曜日（志賀小学校・比井小学校）、木曜日（内原小学校）に訪問して実施している。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

3 総合的な学習に対する補助	
施策の内容	社会見学・校外学習・体験学習の講師謝礼金等として各学校への補助を行っている。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

4 体育文化活動派遣補助	
施策の内容	特別活動に対し、補助等を行う。現在は中学校のクラブ活動に係る経費を補助、小学生の連合運動会の実施。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

## (2) 開かれた学校づくり

学校の屋内運動場や屋外運動場を一般住民に開放し、地域住民の交流、体づくり、文化振興を支援していきます。

1 学校開放	
施策の内容	体育・文化の振興において各学校の屋内運動場、屋外運動場を開放している。屋内運動場は社会体育で一般住民が使用しているが、屋外運動場に関しては、少年野球で使用している。
今後の方向性	引き続き体育・文化の振興において各学校の屋内運動場、屋外運動場を開放する。
担当課	教育課

## 基本目標3：子どもの成長に寄りそう親子の健康支援

子どもが日々成長していくだけでなく、子どもを育てる親も子どもと一緒に成長していきます。子どもと過ごす日々を充実したものとするためには、親と子どもが心身ともに健康であることが重要です。そのため、乳幼児から思春期まで、子どもの成長に寄りそった心身の健康推進を図り、不安や悩みを軽減し、充実した子育てとなる支援を行っていきます。

### 1. 親子の健康の確保・増進

妊娠から出産までの不安を軽減するために、情報提供や健康診査等で妊娠期を支援するとともに、育児に向かう準備を支援します。また、出産後の全戸訪問、予防接種、各種健康診査、相談など出産後のフォローに努め、親子の健康の確保・増進を図ります。

#### (1) 健診等

母子に関する各種健診事業は高い受診率を保持しており、一人ひとり異なる子どもの発達・成長を把握できるように努めています。母子健康手帳の交付をきっかけに、妊娠期から出産、出産後の訪問指導、乳幼児健診へと切れ目のない子どもの健やかな発育と子育て支援を目指して保健事業を展開します。

1 母子健康手帳の交付	
施策の内容	妊娠、出産、乳幼児期から就学まで一貫した健康手帳として妊娠届出時に交付している。 また、妊娠届出時に保健師が面接し、妊婦アンケートをもとに相談を行い、妊婦の既往歴、妊娠時の状況、妊娠に対する気持ち、家庭環境等を把握し、必要時フォローにつなげている。
今後の方向性	令和元年10月子育て世代包括支援センター開設により、相談室の整備、妊娠届出時の相談スペースの確保等により、プライバシーに配慮した環境づくりを行う。妊娠届出の機会に得た情報を基に、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を行い、妊娠期からの切れ目のない支援体制づくりを行う。
担当課	健康推進課

2 妊婦一般健康診査	
施策の内容	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ、母子の健康増進を図るために実施している。医療機関委託にて14回分(22枚)の受診票を母子健康手帳交付時に発行している。 また、妊婦健診で支払った自己負担分を、出産後に償還払いしている(上限1万円)。 転入者には、妊娠週数に応じて受診票を交付している。
今後の方向性	関係機関との連携により、要支援妊婦等の把握、妊娠期からの支援体制づくりを行う。
担当課	健康推進課

3 産婦健康診査	
施策の内容	出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体機能の回復や精神状態を把握するために、令和2年度から実施している。妊娠届出時に受診票を交付し、産後2~4週前後の産婦の健診に、こころの健康状態の確認を追加し公費で実施している。
今後の方向性	産後の母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目ない支援体制づくりを行う。
担当課	健康推進課

4 産後ケア事業	
施策の内容	出産後の母子に対して、一定期間、心身のケアや育児のサポート等を行うことを目的に、宿泊またはデイサービス型を、指定の助産所、医療機関への委託により実施している。
今後の方向性	子どもを産み育てやすい体制づくりを目的に、引き続き実施する。
担当課	健康推進課

5 新生児聴覚検査費助成	
施策の内容	新生児期に受けた聴覚検査費用の一部を助成している(上限7,000円)。
今後の方向性	難聴児の早期発見、早期療育のため、全数検査を実施できるよう、経済的負担の軽減を図ることを目的に引き続き実施する。
担当課	健康推進課

6 乳幼児健康診査	
施策の内容	乳幼児の発達過程における問題の早期発見をし、健やかな子育て支援の充実を図るために4・10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施。
今後の方向性	引き続き、受診率100%を目標に全数把握を行い、異常の早期発見、早期療育のためのフォロー体制づくり、また、子育て支援の観点からの健診体制づくりに努める。
担当課	健康推進課

7 歯科健康診査	
施策の内容	虫歯の予防、口腔内の清潔に努め、咀嚼やくや虫歯発生の問題を含め、将来にわたり歯の健康を保つよう支援するために1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診時に実施している。2歳児歯科健診では、歯科診察と、歯科衛生士によるブラッシング指導を行っている。
今後の方向性	2歳児歯科健診時のブラッシング指導内容を見直しながら、継続して実施する。
担当課	健康推進課

8 保育園児に対する健康診断など	
施策の内容	保育園児を対象に内科検診を2回、眼科及び歯科検診を1回毎年実施している。ぎょう虫、尿検査も年1回、身体測定（身長・体重は毎月、胸囲は年3回）を実施している。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

9 小中学生に対する健康診断（学校での健康診断）	
施策の内容	児童生徒に対して、内科健診・歯科健診・眼科健診・耳鼻科健診・結核検診・検尿・心電図検査を行っている。また、就学予定児童に対しては、就学時健康診断を行っている。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

10 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	
施策の内容	乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会として、生後2か月までに保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や育児環境等の把握及び助言を行っている。
今後の方向性	引き続き全戸訪問を行い、母子の状況把握に努める。
担当課	健康推進課

11 予防接種	
施策の内容	<p>予防接種により感染症予防に努めるとともに、正しい知識の普及を図るため定期予防接種を実施。ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二種混合を委託医療機関にて実施。</p> <p>令和2年度からは、ロタウイルス予防接種が定期化される。</p> <p>子宮頸がん予防接種は副反応の発生により、平成25年6月から積極的勧奨を差し控えているが、接種希望者には随時依頼書を発行できるよう、また、今後、国からの通知により対応できるよう体制を整えている。</p> <p>任意予防接種については、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っている。</p> <p>また、妊婦とその子どもを風しんから守るため、19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性と、妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者に、風しんワクチン接種費用の助成を行っている。</p>
今後の方向性	感染予防、発症・重症化防止のため、引き続き情報提供、接種機会の充実に努める。
担当課	健康推進課

## (2) 保健指導・相談等

子どもの成長とともに、不安や悩みも変わってきますので、発育や育児に関する不安の軽減を図り、子どもに向かい合えるように、発育相談、事故防止の啓発、保健指導をケースや内容に応じて集団または個別で行います。

また、生活習慣は幼少期の家庭の習慣が大きく影響しますので、幼少期から正しい生活習慣を身につけられるように、健診や保健活動で親に働きかけます。

1 事故予防	
施策の内容	保健所主催により、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に安全チェックリストへの記入を保護者にしてもらい、事故予防のリーフレットを配布し、指導を行っている。 平成22年度からは、事件事例（個票）の聞き取りもしている。 健診会場には事故予防の啓発グッズを展示している。 乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）時に、小児救急体制についての情報提供を行っている。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	健康推進課
2 妊産婦訪問指導	
施策の内容	健やかな子どもを生み育てる母親の健康増進、不安の軽減を図るために保健師が訪問している。対象はハイリスク妊産婦、すべての産婦である。訪問指導により、生活状況の把握、対象の不安の軽減、健康の保持増進につながっていると推測できる。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	健康推進課
3 発達相談（すくすく相談）	
施策の内容	乳幼児健診において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談（すくすく相談）を実施している。ニーズの増加により、平成27年度からは年4回から年6回、平成29年度からは年12回に回数を増やし実施している。また、必要に応じ、関係機関への紹介や情報提供を行い、関係機関との連携を行っている。
今後の方向性	ニーズが増えており、今後、回数を増やして実施し、相談体制を充実させる必要がある。
担当課	健康推進課

4 一般不妊治療費助成制度	
施策の内容	県の事業に基づき、不妊・不育治療の助成を行っている。平成 26 年度より助成額を3万円から 20 万円に拡大し、経済的負担の軽減を図っている。 町ホームページ、広報に掲載し、事業についての周知を図る。
今後の方向性	広報、ホームページへの掲載により、引き続き周知を行い、事業の普及、経済的負担の軽減に努める。
担当課	健康推進課

5 特定不妊治療費助成制度	
施策の内容	不妊治療のうち、体外受精、顕微授精について、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。平成 29 年度から開始し、1 回の治療につき、上限 10 万円（県助成額を控除した額）を助成している。
今後の方向性	広報、ホームページへの掲載により、引き続き周知を行い、事業の普及、経済的負担の軽減に努める。
担当課	健康推進課



## 2. 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

ライフステージによって生活習慣は異なり、必要とされる食生活も異なってきます。そのため、子どもの成長段階に即した正しい食生活・生活習慣の定着を促進します。

また、乳児医療の充実に向けて、かかりつけ医の定着を図り、救急時に速やかに対応できるように、近隣医療機関と連携しながら救急体制の周知を図ります。

### (1) 食育の推進

食生活は規則正しい生活習慣の基礎となるもので、幼少期からの食習慣は次世代の親を育てるためにも重要な取組みとなります。発育・成長の著しい幼少期から望ましい食習慣を身につけ、食事の大切さや地産の食品を知る機会が増えるように、地域での実践活動と連携を図りながら、子どもの成長に応じた食育を推進します。

1 親子食育教室	
施策の内容	子どもたちが食の大切さを学び、好ましい食習慣を身につける場として、親子が一緒に料理に取り組むことにより、ふれあい、話し合う機会を増やし、心豊かな子どもたちを育むことを目的として、日高町食生活改善推進協議会が主体となって平成19年度から実施している。
今後の方向性	引き続き、発育・発達の重要な時期に、調理体験から食事の大切さを学び、親子のコミュニケーションの充実を図る機会として、実施する。
担当課	健康推進課

2 食育推進教室	
施策の内容	食事は生活の根幹であることから、若年者のうちから好ましい食習慣を身につけることにより、正しい人間形成を図ることができ、子どもたちが健やかに成長することを目的に、日高町食生活改善推進協議会が主体となって保育園児を対象に実施している。
今後の方向性	生活習慣の基礎が形成される乳幼児期に、育児期の親と子どもの適正な食習慣の定着を図るため、引き続き実施する。
担当課	健康推進課

3 学校給食での食育活動の推進	
施策の内容	学校給食を平成 16 年度から実施している。地産地消を目指した取組みを展開している。（栄養士による食育指導）
今後の方向性	地産地消を目指した取組みを展開していく。 栄養士による食育指導を実施する。 小学校の給食センターへの社会見学を実施する。
担当課	教育課

## (2) 乳幼児医療に関する取組み

かかりつけ医は、日頃から健康や病気の相談ができる頼りになる存在で、日々安心して暮らしていくための支えとして、今後もかかりつけ医の定着をさらに図っていきます。救急医療については、夜間・休日の医療体制に関する情報、小児救急電話相談事業（#8000）を町の広報や役場のお知らせ、パンフレットや健診機会を活用して周知を徹底します。

小児医療に関しては、経済的な負担を軽減するために、妊婦医療費助成事業と乳幼児医療費の助成制度を継続実施し、適切な利用を促進します。

1 妊婦医療費の助成	
施策の内容	妊娠届け受理日から、出産完了日までの間、産婦人科で受けた診療のうち、保険適用分の自己負担額を助成する。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

2 子ども医療費の無償化（再掲）	
施策の内容	子どもを養育する保護者負担の軽減を図るため、高校 3 年生までを対象に、子どもの健康の維持増進に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費を無料とする。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課

3 小児救急体制に関する周知	
施策の内容	医療体制については、広報ひだか、町HPで周知を図っている。事故防止は健診等で啓発している。 健診での事故防止の啓発、夜間・休日の医療体制及び小児救急電話相談事業（#8000）の周知を図っている。
今後の方向性	引き続き事故予防に対する啓発、周知を行っていく。
担当課	健康推進課

## 基本目標4：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

社会環境の変化に伴う生活環境の変化は、様々な生活課題を生み出し、安心・安全な暮らしのために、ソフトとハード両面での対応が求められています。インターネットの普及による青少年の犯罪被害等も増加しており、生活環境の変化に伴う新たな犯罪への対応も必要です。

生活環境の整備や安全・安心して暮らせる環境整備は、地域への愛着を生む基盤ともなるものであるため、子育てに優しい地域づくりを推進していきます。

### 1. 子どもの安全の確保

子どもの安全確保と健全育成に向けて、地域の子どものを守るための安心活動、児童健全育成活動、生活環境の整備を推進します。

#### (1) 地域の安全活動

社会環境の変化に伴って、子どもたちが事故や犯罪の被害に遭う事例が増えています。子どもの安全の確保に向けて、登下校時の見守り活動やきしゅう君の家活動などが取組まれており、今後も、青少年総合対策本部や家庭・学校関係機関・地域が連携し、体制・活動が円滑に機能するように推進・支援します。

1 日高町青少年総合対策本部	
施策の内容	本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）以下本部員・推進員で構成され、毎年本部長が本部員・推進員の委嘱を行い、青少年対策基本方針等の議事について協議している。その他、青少年関係機関の連絡提携、青少年健全育成及び非行防止に係る施策を総合的に企画、調整し、子どもたちにとって、より良い社会づくりを図ることを目的として活動している。児童・生徒が登下校時に犯罪の犠牲とならないために、自営業、個人宅を中心に町内83か所（平成31年4月現在）を緊急避難場所として「きしゅう君の家」に指定し、ステッカー、立て看板等を掲示し、定期的に協力依頼を行っている。「きしゅう君の家」の町内一覧表を作成し、各学校に掲示している。また、高家・比井両駐在を講師として不審者訓練時に「きしゅう君の家」の役割、避難方法等を簡潔に説明してもらう。 不審者出没や事故等、児童・生徒の緊急事態が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係機関代表者及び担当者の電話番号、連絡の流れを一枚にまとめ各学校に配布している。また、不審者・変質者が出没した際、関係職員の対応方法をマニュアル化し、担当職員が変わった場合等でもスムーズに対応できるようにしている。
今後の方向性	「きしゅう君の家」について、軒数を減らさないように継続していきたい。
担当課	教育課

2 「防犯ブザー携帯中」シール配布	
施策の内容	新入学児童を対象に防犯ブザーを配布している。また、防犯ブザーを配布済みの児童に対しては「防犯ブザー携帯中」のシール（直径約10cm、蛍光）をランドセルに貼るように配布し、安全に対する意識を啓発している。
今後の方向性	シールから使い勝手の良い物への変更も考えていきたい。
担当課	教育課

3 交通安全教室	
施策の内容	保育園児を対象に、警察署員の協力を得て、交通安全の指導を行っている。各保育所で毎年度実施。
今後の方向性	年1回4～5歳児を対象に2園合同で警察のひまわり隊による交通安全教室を実施。
担当課	住民福祉課

4 交通安全対策	
施策の内容	小中学校において、年1回、警察署員・町交通指導員の協力を得て、交通安全についての知識を指導してもらうため、交通安全教室を実施している。通学路安全については、危険性がある箇所（道路等）を関係各課の協力を得て整備をし、安全確保に努めている。
今後の方向性	交通安全教室を実施し、より一層の安全確保に努める。
担当課	総務政策課・産業建設課・教育課

5 交通安全活動	
施策の内容	交通事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、交通指導員（10人）が通学・通園路における児童・生徒及び園児の交通指導、ヘルメット（中学生）の正しい着用などを街頭で指導している。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	総務政策課

6 見守り活動	
施策の内容	各学校のPTAと地域住民が協力して日常の登下校や台風の接近時などに子どもたちの安全確保のため、見守り活動を行っている。
今後の方向性	引き続き、安全確保のため、見守り活動を行う。
担当課	教育課

## (2) 児童健全育成活動

日高町青少年総合対策本部とPTA連絡協議会が連携して、安全・安心パトロールを行い、子どもの安全確保に努めます。児童健全育成と非行防止のため、パトロール活動を継続して行います。

1 安全・安心パトロール	
施策の内容	児童・生徒が登下校中に不審者の被害に遭った場合、町補導委員、学校教職員、教育課職員が一体となり、相互の連携を行いつつ、現場への緊急パトロールや長期的対応体制として、出没現場を中心とした巡回パトロールを行っている。
今後の方向性	引き続き、安全確保のため、学校と連携をとり活動を行う。
担当課	教育課

2 日高町青少年補導連絡協議会	
施策の内容	御坊広域補導センター委嘱の補導委員、生徒指導担当職員、町内駐在所警察官、補導センター日高町担当職員、各学校PTA会長で構成され、主要事業の他に、青少年健全育成懇談会等を開催し、青少年健全育成、特に非行防止に重点を置いた活動の推進を図ることを目的として活動している。 毎年7月から9月の第2・4土曜日に定期パトロール（22時から1時間30分程度）、夏休み期間中に愛のパトロール（13時30分～17時）及び夏休み夜間パトロール（22時から1時間30分程度）、春休み期間中に春休みパトロール（22時から1時間30分程度）を実施している。毎回会員2人と教育課職員1人の計3人で町内の重点箇所を中心にパトロールを行い、青少年の深夜徘徊等に対しての声かけを行っている。
今後の方向性	御坊広域青少年補導センターと連携をとり活動を行う。
担当課	教育課

### (3) 生活環境の整備

子育て世帯が外出しやすく、暮らしやすい生活環境となるように、安全性を考慮し、ユニバーサルデザインの視点で環境の整備を促進します。

1 通学路の整備	
施策の内容	交通事故などの発生する危険性が特に高いと認められる箇所に、防護柵・道路反射鏡・街路灯の交通安全施設を設置し、道路環境の整備に努めている。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	総務政策課

2 福祉のまちづくりの推進	
施策の内容	住民誰もが安心して安全に外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザインの視点で、公共施設や道路などの改善・改良を推進するとともに、不特定多数が利用する民間施設についてもその改善・改良を働きかけ、すべての人に優しいまちづくりに取り組んでいる。 公共施設においては、新設・改良時などには、福祉的配慮のあるトイレの設置を進める。
今後の方向性	施設の改修時には、ユニバーサルデザインに基づく整備を行うとともに、福祉的配慮のあるトイレの設置を進める。
担当課	全課室

## 2. 子どもと子育てをみつめる地域づくり

親が子どもに向かい合い、地域全体で子育てを支える地域づくりを目指して、すべての町民に対して、子育てへの理解を深め啓発を図ります。

### (1) 地域のふれあい活動の推進

高齢者と子ども、大人と子どもが交流する機会を増やして、地域が子どものことを知り、子どもが地域を知る機会となるように努めます。地域のふれあい活動が地域活動の活性化を図り、子どもたちに郷土への誇りと愛着が芽生えるよう、地域の関連団体や活動団体と連携した取組みを推進していきます。

1 お遊戯会の発表会	
施策の内容	社会福祉協議会デイサービスにきているお年寄りに、保育園児が日頃がんばって習得したお遊戯を披露し、世代間交流を図ってきた。
今後の方向性	社会福祉協議会デイサービスが廃止となったため、他の施設で実施していく。
担当課	住民福祉課

2 社会福祉施設の地域化・ふれあい活動	
施策の内容	町内にある高齢者施設や障害者施設でのふれあい活動。 共に暮らす地域・人づくりを目指し、ふれあいや交流の場を確保する。
今後の方向性	ふじの里、博愛園みちしお等への慰問や職業体験等を通じて交流の機会をもつ。
担当課	住民福祉課



## (2) 子育てしやすい環境の整備

子どもの人権も含めて、尊重されるべき人権に対する理解を深め、男女の機会均等を含め、様々な人が暮らしやすい地域づくりを目指していきます。

また、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、仕事と子育てが両立できるような環境整備に向けて啓発活動等に取り組んでいくとともに、子育て支援のために関連機関、関連部局が連携した体制の整備を進めていきます。

1 人権意識の高揚	
施策の内容	人権意識の高揚を図るため、人権尊重推進委員会、教育機関、各種団体などとの連携を強化し、学校教育や生涯学習、職場などのあらゆる機会や場を活用し啓発活動など意識高揚に努める。啓発グッズを作成して街頭啓発し、活動を通じて地域住民の理解と協力を得られるよう、人権意識の高揚を図る。 球根プランターを町内の小学校に配布し、子どもたちが花を育てることを通じて人権意識の高揚を図り、また人権の花コンテストに参加する等の活動を行っている。
今後の方向性	同和問題は今のところ特に問題ない状態が続いているが、SNSによるいじめなどの人権侵害が問題となるケースが増える可能性があるため、その対応が必要になる。
担当課	住民福祉課、教育課

2 男女共同参画社会の推進	
施策の内容	男性も女性も互いに人間としての個性や生き方を尊重し、職場、地域、家庭などにおいて、男女がその能力を十分発揮し、心豊かな生活を送れる社会の形成を目的に、女性の抱える問題や課題などに関する情報・資料の提供などを行っている。
今後の方向性	令和2年度に、DV基本計画、女性活躍推進計画を包含した男女共同参画計画を作成する。
担当課	住民福祉課

3 「地域のふれあい活動」「あいさつ運動」の推進（日高町青少年総合対策本部）	
施策の内容	青少年を取り巻く環境の変化に対応し、行政と地域の連携強化を図り、子どもたちに関わるための具体的な活動に取り組む。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	教育課

4 働き方の見直し、仕事・家庭・子育ての両立支援	
施策の内容	生涯学習や地域活動などを通じて啓発し、考える機会をもってもらえるように働きかけることが課題であるため、関係機関との連携を図り、住民・事業所などに啓発している。
今後の方向性	継続して実施する。
担当課	住民福祉課、教育課

5 計画の推進体制の確保	
施策の内容	子育て支援の考え方を広め、計画の着実な推進を図ることが課題であるため、子育て支援のネットワークづくりと連動して、計画の進捗状況の定期的な点検と、地域の意見を聴取しながら推進する体制を確保している。
今後の方向性	子育て世代包括支援センターが中心となって、住民福祉課、健康推進課、保育所、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、御坊・日高障害者総合相談センター等の連携を強化する。
担当課	住民福祉課、関係課

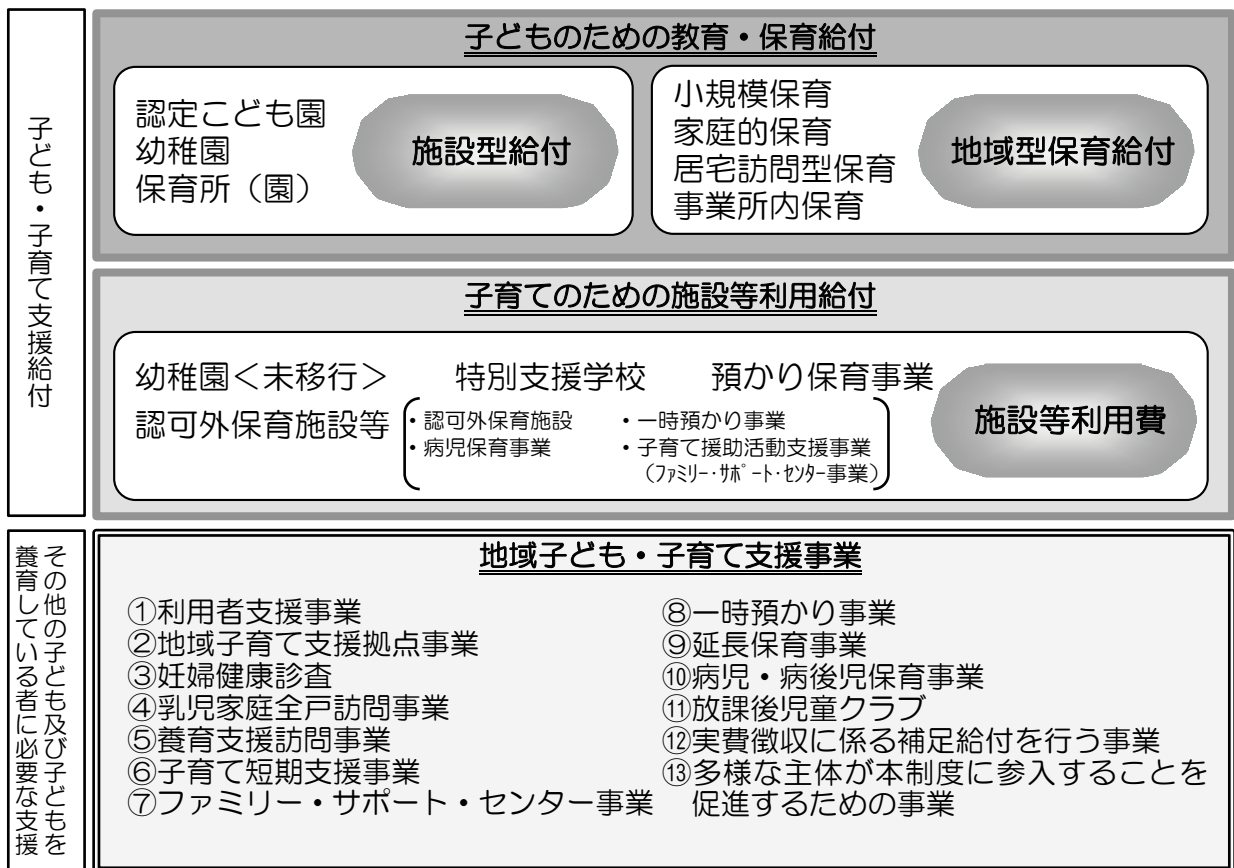
## 第5章 子ども・子育て支援事業計画



# 1. 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



## ① 子どものための教育・保育給付

### ア. 施設型給付

施設型給付は認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指し、町が確認を行った「特定教育・保育施設」に対し給付されます。

施設区分	内容	児童年齢	認定区分	利用できる保護者
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	1号	・制限無し
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	2号 3号	・共働き世帯など、家庭での保育が困難な保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	1号 2号 3号	・保護者の就労状況に関わりなくすべての子どもが教育・保育と一緒に受けます。 ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能です。 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

### イ. 地域型保育給付

町の認可を受ける保育施設等が、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付のサービスは3号認定者の保育サービスを提供する以下の4サービスが該当します。

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	0～2歳	個別のケアが必要な場合（障害・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビーシッター）。
事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

## ② 子育てのための施設等利用給付

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、令和元年10月より、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの施設等利用料が無償となりました。利用する施設やサービスによっては、新たに手続きが必要となります。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行っていきます。

## ③ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、町が地域の実情に応じて実施する以下の事業です。

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイ ライトステイ）	「ショートステイ」は保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。 幼稚園における在園児を対象にした一時預かり事業については、上記の理由の他に、就労等による継続した預かり保育も含まれます。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・セ ンター事業）	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。

事業名	事業の内容
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童等に対し、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みです。
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業です。



## (1) 子どものための教育・保育給付の認定

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

### ① 教育・保育給付認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	給付を受けることとなる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所（園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所（園） 認定こども園 小規模保育事業など

### ② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）などにより、総合的に判断を行います。

< 事由 >

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- その他市町村が定める事由

< 保育時間 >

- 保育標準時間  
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 保育短時間  
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

## (2) 子育てのための施設等利用給付について

### ① 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、届け出保育施設も同様に無償化の対象とされます。

#### 【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子ども】

- 幼稚園については、月額上限 2.57 万円。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
- 通園バス代、副食費、お米代などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費が免除されます。

#### 【0歳から2歳までの子ども】

- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、0歳から2歳までの子どもの保育料について、第3子以降の子どもと非課税世帯のすべての子ども、年収 360 万円未満相当世帯の第2子は無償となります。

### ② 幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

### ③ 認可外保育施設等の利用

認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、町独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

なお、①から③に加えて、就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。幼稚園、保育所、認定こども園等と合わせて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

## ■施設等利用給付認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	支給に係る施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの</u>	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間に <u>ある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

## 2. 子ども・子育て支援事業の推進

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域は町内1つの区域と設定し、この1区域を基本として教育・保育サービスの量の見込みに基づいた提供体制を検討します。

### (2) 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

#### ① 施設型給付

1 保育所	
現 状	平成30年度に志賀保育所で保育室2室を増築し定員の拡大を図りました。これまで町立3園で実施してきましたが、内原保育所と志賀保育所では児童数の減少はないものの、比井保育所の減少が著しく児童数が一桁台にまで減少したため、令和2年度から比井保育所を休園とし、また、内原保育所と志賀保育所に指定管理者制度を導入し、保育内容のさらなる充実を図ります。

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	7	92	193	7	98	180	7	92	192	7	89	192	7	86	200
計①	292			285			291			288			293		
確保の内容②	292			285			291			288			293		
②-①	0			0			0			0			0		

#### 【確保方策】

3歳以上の2号認定者と、3号認定のうち2歳児については、内原保育所と志賀保育所の町内2保育所において提供できる体制となっています。（希望者については広域入所により提供します。）3号認定のうち1歳児以下の児童については、志賀保育所を中心としながら、近隣市町への広域入所により確保していきます。

令和2年度からは、保育所不足によりサービスが提供できないことがないように、また保護者の就労状況に柔軟・迅速に対応するため、町内2保育所を指定管理者制度による運営に移行し、サービス提供体制を確保するとともに保育内容の向上を図ります。

2 幼稚園	
現 状	町内に幼稚園は未設置です。

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
量の見込み	15	2	15	1	15	2	15	2	16	2
計①	17		16		17		17		18	
確保の内容②	17		16		17		17		18	
②-①	0		0		0		0		0	

### 【確保方策】

近隣の市町村にある私立の御坊幼稚園及び御坊はこぶね幼稚園等への広域入所にて確保しています。

## ②地域型保育給付

1 小規模保育事業	
現 状	認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。 町内では1事業所が実施しています。 保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

2 家庭的保育事業	
現 状	現在実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

3 居宅訪問型保育事業	
現 状	ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。現状実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

### 【確保方策】

現在の利用状況を把握しつつ、認可外保育施設、事業所内保育等の参入意向などの把握に努めます。

### ③ 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業	
現 状	新制度に伴い新たに導入される事業であり、現在の住民福祉課や子育て支援センターでの相談、対応などが主に該当します。 令和元年10月、母子保健型として健康推進課内に子育て世代包括支援センターを開設しました。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
確保の方策②		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
②-①		0	0	0	0	0

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の方策②		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

妊娠期から子育て期にわたるワンストップ相談窓口として、開庁時間内は保健師、助産師が相談に応じます。情報提供、相談支援を行い、必要に応じ関係機関と連携します。

2 時間外（延長）保育事業	
現 状	これまで町内3保育所で実施してきましたが、令和2年度からの比井保育所休園に伴い、2保育所での実施となります。月曜日から金曜日までで、18時半～19時になっています。

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	157	155	155	153	157
確保の方策②	157	155	155	153	157
②-①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

保護者の働き方や現在の利用状況を踏まえ、引き続き2保育所で実施するとともに、保護者の出勤時間を考慮し、7時15分から7時半までの早朝保育も実施することとします。

### 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

現 状	2019年7月に町内3か所目となる日高町子どもクラブを開所し、定員40名を確保し、全体で140名まで受け入れ出来るようになっていきます。
-----	----------------------------------------------------------------------

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	118	27	113	26	111	25	106	27	111	25
計①	145		139		136		133		136	
確保の内容	110	30	110	30	110	30	110	30	110	30
計②	140		140		140		140		140	
②-①	-5		1		4		7		4	

#### 【確保方策】

量の見込みが、確保の内容を超えていますが、毎日利用される方や、特定日だけの方、長期休業中のみ利用される方がいますので、定員を超えることはない想定としています。

配慮を必要とする児童について、受け入れの制限はしていません。

土曜日と長期休業中は、午前7時半から開所しています。閉所時間は、通年で19時としています。現在のところ、時間延長をして欲しいという声は上がっていないので、声があれば、検討していきます。

他事業と連携出来るところは、連携していきます。単調になりがちな長期休業中の過ごし方を工夫し、保育の充実に努めていきます。

広報誌等で、学童保育所の取組みについて発信していきます。

### 4 放課後子ども教室推進事業

現 状	小学校児童の放課後や週末及び長期休業中における安全で健やかな居場所づくりを推進し、学年間の交流や地域の方々との交流の機会を提供します。
-----	---------------------------------------------------------------------

#### 【確保方策】

放課後子ども教室については、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関係なく児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

### 5 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

現 状	放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施することで、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせる体制の整備に努めます。
-----	-----------------------------------------------------------------------

実施場所として、放課後の小学校の教室の活用を検討する等、学校教育と社会教育が連携し取り組んでいきます。



6 子育て短期支援事業	
現 状	利用実績もなく、見込み量も見受けられないものの、県内の児童養護施設での受け入れ体制を確保しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の方策②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

**【確保方策】**

緊急時の対応などを含め、必要な時に適切な利用ができるように、引き続き県内の児童養護施設での受け入れ体制を確保していきます。

7 乳児家庭全戸訪問事業	
現 状	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保の方策	70 全数町保健師 が訪問	70 全数町保健師 が訪問	70 全数町保健師 が訪問	70 全数町保健師 が訪問	70 全数町保健師 が訪問

**【確保方策】**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談に応じ、子育てに関する情報提供等を行い、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

8 養育支援訪問事業	
現 状	現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の方策②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

9 地域子育て支援拠点事業	
現 状	日高町子育て支援センター（クエッコランド♪）を保健福祉総合センター内に開設し、保育所入所前の親子の交流の場、子育て相談の場などとして利用されています。平成25年度に開設し、利用者の増加に対応するため平成29年度より広い部屋に移設しました。月曜日から金曜日まで、9時～12時、13時～16時に開所しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
量の見込み	400	418	393	383	378

**【確保方策】**

日高町子育て支援センターを引き続き開所します。また、利用意向や満足度の把握に努め、利用の促進を図ります。

## 10 一時預かり事業

現 状	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、町内では志賀保育所において1日2名までで実施しています。月曜日から金曜日まで、8時～16時まで保育しています。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------

### ● 幼稚園型

単位:年間延べ 利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の方策②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

### ● 幼稚園型を除く

単位:年間延べ 利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	402	375	398	398	417
確保の方策②	402	375	398	398	417
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

志賀保育所において利用実績等をみながら対応します。

## 11 病児・病後児保育事業

現 状	現在は、御坊市内の病児保育室「ひまわり」で、広域利用できるように実施しています。
-----	------------------------------------------

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	162	160	160	158	161
確保の方策②	162	160	160	158	161
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

御坊市内の病児保育室「ひまわり」での広域利用が、現状での適切な利用であると考えられますので、引き続き実施していきます。

12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
現 状	平成 30 年 7 月から、御坊市が開設する御坊市ファミリー・サポート・センターにて、広域利用として実施しています。 現在の利用は、ほとんどが預かり事業で、送迎などが少し利用されています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	162	160	160	158	161
確保の方策②	162	160	160	158	161
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

共働き家庭が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯が増えていることが考えられますので、支援を必要する方への周知と利用会員への登録を推進します。また、支援するスタッフ会員の増員が重要ですので、事業の周知はもちろん、資格取得に必要な講座の開設など必要な取組みの充実を図ります。

13 妊婦健康診査事業	
現 状	妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	70	70	70	70	70
確保の方策②	70	70	70	70	70
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

妊娠届出時に、適切な受診ができるように勧奨します。医療機関からの報告により受診状況を把握し、未受診者には受診勧奨します。

### (3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の基本的考え方

「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みや確保方策に基づき、計画的に実施していきます。

保育の利用を希望する保護者が幅広い選択ができるよう、多様な保育サービスの充実を図るとともに、幼稚園については、預かり保育の長時間化や認定こども園への移行を促します。

配慮を必要とする子どもとその保護者に対しては、必要としている支援を的確に把握し、必要な支援が提供できるよう、関係機関との連携を強化していきます。

地域で安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援する取組みを強化します。

また、国際化に伴い、帰国子女や外国からの移住者などの増加が見込まれることから、乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者や教育・保育施設等に対する支援を行います。

新たに創設された子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、令和元年10月実施以降の動向を踏まえ、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行っていきます。



## 第6章 計画の推進に向けて





## 1. 計画の周知

---

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 2. 関係機関等との連携・協働

---

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

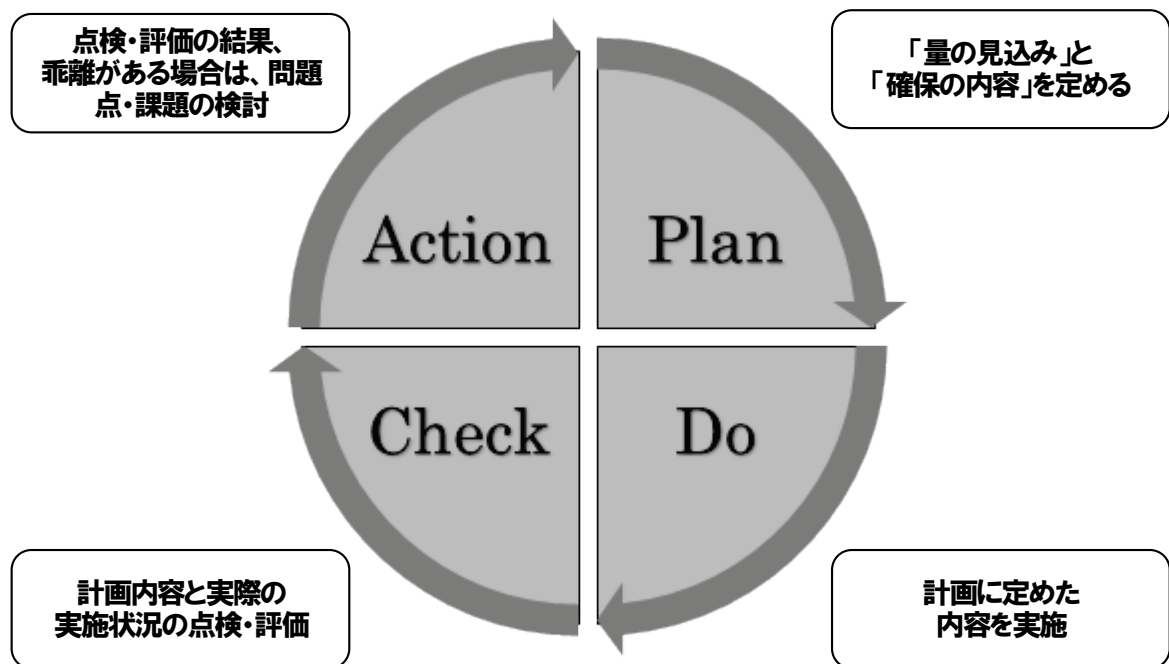
## 3. 計画の実施状況の点検・評価

---

国の基本方針では、子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。

本計画は、5年を計画期間としており、5年の間に社会情勢等の変化も考えられることから、必要に応じて実施状況の点検・検討を行う必要があります。

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっては、本町の財政状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確柔軟に対応しながら、目標を見失うことなく可能な限り着実に推進するよう努めます。本計画の事業の目標は、町民ニーズの変化や、国による新たな施策などにも適切に対応するよう適宜見直しを行います。



本計画の実現に向けて、毎年、町内連絡体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進捗状況の点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画を改善していき、実施状況については、点検・評価の結果を、毎年度、広報紙やホームページ等で公表します。

## 資料編



# 1 日高町子ども・子育て会議設置要綱

---

要綱 第36号

平成25年11月25日

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、日高町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうち、別表に該当する者から、町長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項に該当する者に変更があった場合は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (議事)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第6条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

## (会議の運営)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。（公布日：平成30年10月15日）

別表

	選任区分（役職名）
1	内原保育所保護者会会長
2	志賀保育所保護者会会長
3	比井保育所保護者会会長
4	内原小学校育友会会長
5	志賀小学校育友会会長
6	比井小学校育友会会長
7	日高町立保育所所長代表
8	日高町子育て支援センター代表
9	御坊市ファミリーサポートセンター代表
10	日高町校長会代表
11	日高町主任児童委員代表
12	その他、町長が必要と認める者

## 2 日高町子ども・子育て会議 委員名簿

<平成30年度委員名簿>

(継承略)

	氏名	選任区分 (役職名)
1	うめだ きよし 梅田 貴吉	子どもの保護者 (内原保育所保護者会会長)
2	かきうち としひろ 垣内 俊完	子どもの保護者 (志賀保育所保護者会会長)
3	さらやま しんや 皿山 真也	子どもの保護者 (比井保育所保護者会会長)
4	しば みつひろ 芝 充彦	子どもの保護者 (内原小学校育友会会長)
5	にし みちよ 西 通世	子どもの保護者 (志賀小学校育友会会長)
6	やまもと かんや 山本 幹哉	子どもの保護者 (比井小学校PTA会長)
7	いわはし 岩橋 かをる	子育て支援関係者(志賀保育所所長)
8	やまおか れいこ 山岡 玲子	子育て支援関係者(子育て支援センター)
9	まつもと ちかこ 松本 千賀子	子育て支援関係者(御坊ファミリー・サポート・センター代表)
10	ふるかわ さとし 古川 悟	子育て支援関係者(比井小学校校長)
11	やまだ ちえみ 山田 千恵美	子育て支援関係者(主任児童委員)
12	にしおか かなこ 西岡 佳奈子	町民代表 (日高町議会議員)

<令和元年度委員名簿>

(継承略)

	氏名	選任区分 (役職名)
1	なかまえ のりゆき 中前 慶之	子どもの保護者 (内原保育所保護者会会長)
2	わだま やすし 輪玉 靖	子どもの保護者 (志賀保育所保護者会会長)
3	わきやま まさと 脇山 雅人	子どもの保護者 (比井保育所保護者会会長)
4	しみず あきら 清水 彬	子どもの保護者 (内原小学校育友会会長)
5	まえい けんじ 前井 健司	子どもの保護者 (志賀小学校育友会会長)
6	はまむら かずなり 濱村 一成	子どもの保護者 (比井小学校育友会会長)
7	いわはし 岩橋 かをる	子育て支援関係者(志賀保育所所長)
8	やまおか れいこ 山岡 玲子	子育て支援関係者(子育て支援センター)
9	まつもと ちかこ 松本 千賀子	子育て支援関係者(御坊ファミリー・サポート・センター代表)
10	ふるかわ さとし 古川 悟	子育て支援関係者(比井小学校校長)
11	やまだ ちえみ 山田 千恵美	子育て支援関係者(主任児童委員)
12	にしおか かなこ 西岡 佳奈子	町民代表 (日高町議会議員)



### 3 策定経過

開催日	検討内容
平成30年12月6日	第1回日高町子ども・子育て会議 (1) 会長の選任について (2) 「子ども・子育て支援事制度」について (3) 「日高町子ども・子育て会議」について (4) 「日高町子ども・子育てに関する調査」について (5) その他
平成31年1月	日高町子ども・子育てに関するアンケート調査実施
平成31年3月25日	第2回日高町子ども・子育て会議 (1) 平成30年度 日高町子ども・子育てに関する調査結果報告書について (2) その他
令和元年11月29日	第3回日高町子ども・子育て会議 (1) 日高町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (2) その他
令和2年2月13日	第4回日高町子ども・子育て会議 (1) 日高町第二期子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) その他
令和2年3月25日	第5回日高町子ども・子育て会議 (1) 日高町第二期子ども・子育て支援事業計画の最終案について (2) その他事務連絡等



日高町  
第二期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

---

発行	日高町
編集	住民福祉課
電話	0738-63-3800
FAX	0738-63-3846